

総合科学技術会議
第37回生命倫理専門調査会議事概要

1. 日時 平成16年7月7日(水) 17:00～19:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員) 薬師寺泰蔵会長 阿部博之議員 岸本忠三議員 黒川清議員
石井美智子委員 位田隆一委員 垣添忠生委員 勝木元也委員
島園進委員 高久史磨委員 西川伸一委員 藤本征一郎委員
町野朔委員 南砂委員 鷲田清一委員

(事務局) 林統括官 福下審議官 塩沢審議官 外山参事官 他

4. 議題

- (1) ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について
- (2) その他

5. 配布資料

- 資料1 総合科学技術会議第35回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料2 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
(最終報告書素案 6月30日版)
- 資料3 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
(最終報告書素案 7月7日版)
- 参考資料1 最終報告書素案(6月30日版)の修正すべき点(倫理面について)(島園委員)
- 参考資料2 最終報告書素案(6月30日版)への修正意見等(西川委員)
- 参考資料3 報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」に関するメモ
(町野委員)
- 参考資料4 生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法(町野委員)

午後5時00分 開会

(薬師寺会長)これから37回の生命倫理専門調査会を開催いたしますけれども、先生方お忙しいところ大変ご苦労さまでございます。きょうが7月7日でございます、13日にもう一回行うということで、できれば今回で大体の議論をできれば終えたいと考えます。13日はいろいろ事がございますので、一応とっておきますけれども、ご協力をお願いしたいと思えます。

それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思えます。事務局からよろしくお願いいいたします。

(外山参事官)その前に、人事異動がちょっとあったので。

(薬師寺会長)そうですか。失礼いたしました。私の手元にあるのは資料確認ということで、人事異動の話が入っていたもので失礼いたしました。

今回、人事異動でございまして、福下審議官、それから塩沢審議官が着任されました。一言簡単にごあいさつをお願いいたします。

(福下審議官)7月1日付で科学技術政策担当審議官に就任いたしました福下でございます。よろしくお願いたします。

(塩沢審議官)同じく、7月1日付で科学技術政策担当審議官に就任した塩沢でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(薬師寺会長)どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料確認でございます。配付資料の確認を事務局にお願いたします。

(外山参事官)資料1といたしまして、前々回の議事概要(案)でございます。

資料2といたしまして、6月30日バージョンの基本的考え方。

資料3といたしまして、本日版のヒト胚の取扱いに関する基本的考え方ということで、これは従前の参考資料をあわせたものが入っていると思えます。

それから、参考資料1といたしまして、島蘭委員の方から、最終報告書素案(6月30日版)の修正すべき点(倫理面について)ということ。

それから、参考資料2といたしまして、西川委員の方から、最終報告書素案(6月30日版)への修正意見等、これはこういう表題ではございませんでしたけれども、あえてこういうふうにつけさせていただきました。

参考資料3と4ということで、町野委員の方からいただいております、1つが参考資料3といたしまして、報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」に関するメモ、それから参考資料4といたしまして、生命科学技術推進にあたっ

での生命倫理と法でございます。これにつきましては、各委員の机の上には本物が置いてありますが、それ以外の方につきましては表紙だけとなっておりますけれども、近々文部科学省のホームページに掲載する予定であります。

それから、お手元に第36回の前回の議事概要の未調整版を配付してございます。これは先生方の確認が間に合わなかったもので、今回参考ということで配付させていただいておりますので、会議終了後回収いたしますので、机の上に置いていただきたいと思います。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

資料が幾つかありますので、先生方、ご確認をしていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事概要について、前々回のは35回でございますけれども、ようやく修正が終わりまして、確認のお願いをすることができるようになりました。修正済みでございます。先生方、よろしゅうございますでしょうか、確認するというところで。

ありがとうございます。

それから、今事務局の方から申し上げましたように、36回はこの前でございますので、まだ未調整版でございますので、一応先生方のお机のところはお渡ししてありますけれども、後で回収させていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、審議に入らせていただきたいと思います。

前は資料についてお話しいたしました。けれども、資料3が今回先生方のお考えも入れて、それから参考資料で出させていただきました先生方のお考えも含まれておりますので、少しその辺から事務局にどういうふうに修正したかということ、説明をさせていただきます。そして、先生方はそれを大変時間が迫っておりますものですので、よく前後もごらんいただきまして、お考えをぜひまた用意していただきたいと思いますというふうに思います。修正部分等々の議論はぜひきょうやらせていただきたいと思いますけれども、できますれば先生方のご意見もちょうだいをしたいと、こういうふうに思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(外山参事官) 資料3を開いていただきまして、細線は前回のアンダーラインで

太線は今回の修文箇所でございます。したがって、太線のところを中心にご説明いたします。

なお、ちょっと太線で漏れているところがございますので、適宜ご説明いたします。

まず、1ページ目でありますけれども、位田委員の方から、ヒト胚小委の原則について、この原則はこれまでの我が国のヒト胚に関する取扱いの倫理規範であったとの一文を入れよというご指摘があったわけであります。しかしながら、この原則につきましては、その後行政措置されておらず、したがって倫理規範であったとそこまで断言することが適切かということもございまして、そこにありますように「この原則は、『ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針』に反映される等、我が国において、これまでのヒト胚に関わる社会規範の検討において、強く意識されてきたものである」としたものであります。

それから、2ページでございますけれども、(1)の定義のところでは幾つか修正しておりますが、曾野委員のご指摘を踏まえまして、法律の言葉をそのまま引用せず、かぎ括弧を外したものでございます。

それから、3ページでございますけれども、いろいろ議論があったところでございますが、日本産婦人科学会の実際の受精胚を用いたこの研究が従前は人受精胚の作成・利用が行われていると、具体的には資料2と見比べていただければいいと思いますけれども、そういうふうなことにしまして、主に石井、勝木、それから本日の島園委員の参考資料にもご意見があるわけでございますけれども、このところはヒト受精胚の作成等を伴う研究については、勧告で遵守事項を定めているんだと、そして研究等が登録されているというふうに事実関係のみを記載したということでございます。

それから、4ページでございます。

この(3)のヒト受精胚の取扱いの基本原則でございますが、石井、位田委員、それから本日の島園委員の意見にもありますけれども、研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないことを原則とするんだと、その一文を入れよということを入れてありまして、その目的いかんにかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則とするというふうに、従前のヒト胚小委の原則からそれと連なる形でこの基本原則を書き直しているということでございます。

それから、従前はイガアの例外、ウガイの条件のように書いておりましたけれ

ども、入念的にわかりやすく書き加えたということでございます。

それから、下から3行目でございますけれども、本日の島蘭委員のご意見で、参考資料1の(3)の でございますけれども、人の生命の道具化等につながらないことを第4条件として記載せよというご意見がございましたが、ほかの3条件とは異なるものでありますけれども、留意すべき原則として「また、これらの条件を満たすヒト受精胚の取扱いであっても、人の生命の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう、適切な歯止めを設けることが必要である」というふうにつけ加えたところでございます。

それから、5ページでございますけれども、(1)研究目的のヒト受精胚の作成・利用でございますが、これにつきましては従前は容認せざるを得ないものと考えらるということございまして、これについては石井、位田、それから本日の島蘭先生のご意見にもございますが、参考資料の(4)の でございますけれども、ここは強過ぎるということの下線は引いてございせんけれども、「容認し得る」という表現に変えてございます。

それから、この真ん中ほどにイ、先天性の難病に関する研究目的での作成・利用ということがございます。ここで追加したものがその3行目のイの段落の2行目でございますけれども、「容認する余地はあり」ということを記載しております。これはクローン胚の作成・利用を容認する前提として、理論上は受精胚でESもつくれるけれども、余剰胚で足りるとしていることから、したがって今回こうしているんだと。同様に理論上はつくれるんだと。しかし、まだ科学的知見が新たに受精胚をつくってまでやる段階にないという意味も込めて、「容認する余地はあり」というふうに記載したところでございまして、本日の町野委員のメモの1にも関連する修正でございます。

それから、6ページでございます。

下の方の(3)の未受精卵等の入手の制限及び提供女性の保護でございますけれども、今回の島蘭委員、あるいは前回、それから位田委員のご指摘で、上から3行目のところで「未受精卵の採取が拡大し、広範に行われるようになれば、女性の道具化・手段化といった懸念も強まる」ということで、先ほどの基本原則の「また」以下も踏まえつつ、こういう記載をしているところでございます。

それから、議論のあったところでございますけれども、いわゆるボランティアからの提供をどうするかということでございますが、ここは「いわゆる無償ボランティアからの未受精卵の採取については、自発的な提供を望む気持ちは尊いも

のとして尊重するとしても、一方で、関係者である女性に未受精卵の提供が過大に期待される環境が形成され、本当の意味での自由意思からの提供とならない場合も変えられるため、原則、認めるべきではない」というふうに書いてございます。

それから、未受精卵の入手の件で、前々回はいろいろ例を引いてあったんですけども、前回の修文では生殖補助医療目的に採取された未受精卵一部利用としか書いてなかったものですから、この未受精卵の入手のパターンにつきましては、この報告書を受ける役所の方もわかりにくかろうというご懸念もあったことから、以下7ページの上段などに前々回であったような記載を簡単にしております。それから、こういった最小限の範囲に制限されるべきだというふうなために、そのための枠組みの整備が必要であるという位田委員の指摘を入れております。

それから、(4)の結論でございますけれども、この位田委員のご指摘を踏まえまして、制度論の詳細は制度のところで書くべきであるけれども、プリンシパル、原則のようなことは述べておいた方がよかるということでございまして、結論につきましてはヒト受精胚の尊重の原則を踏まえて取扱い手続きを定める制度的枠組みが必要なんだということ、ところが現在こういった研究目的のヒト受精胚の作成・利用のうちに国が定めているものは、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針であって、そのほかについては日本産婦人科学会が会告により自主規制を行っているということなので、研究目的のためにヒト受精胚を作成しないという原則を徹底するためには、制度的枠組みとして、国内すべての者に対して適応し、かつ国としての規制が必要であるということをつけ加えております。

それから、8ページでございます。

上から2行目から3行目にかけてでございますけれども、西川先生のご指摘、参考資料2の2)でございますけれども、ことしの6月の国際幹細胞学会で、いわゆる人クローン胚由来ES細胞につきましては、nuclear transfer stem cellという用語に統一したい旨、合意が行われたということでございますので、これを踏まえまして核移植ES細胞(NTES細胞)という用語に統一しております。

以下、従前人クローン胚由来ES細胞という記述はそういった国際的な学術用語に統一しております。

それから、8ページの中で(3)の関連する研究の現状につきまして、イのヒトES細胞の分化及び再生医療の治療効果に関する研究のところで、我が国の例

も記載すべきだということで、我が国では京都大学再生医科学研究所で初めてES細胞の樹立に成功しているだとか、そのほかその樹立したES細胞の使用計画、あるいはそれ以前の輸入ヒトES細胞を使用した研究計画の我が国の例につきまして記載しているところでございます。

その他、全般的に40ページから46ページにつきまして、この関連する研究の現状につきましては、その他の区分のところも含めましてさらに補強しております。特に我が国における研究にも留意をして文献を紹介しております。

それから、9ページでございます。

キの体性幹細胞の研究の現状でございますけれども、追加いたしましたところは西川委員のご指摘の参考資料の2の3)でございますけれども、体性幹細胞でES細胞との比較で論じられるのは、この多能性の幹細胞の方であるということでございますので、論文としては44ページに紹介してございますけれども、中間報告のときの記述と同様に、一方、マウスにつきまして、多能性の体性幹細胞の存在の報告があるが、未知の要素が多く、現時点でさらなる研究が必要であるという記載をしてございます。

それから、9ページの3の人クローン胚の取扱いの検討の(1)基本的な考え方の中で、「医療目的での人クローン胚の作成・利用は、その安全性が十分に確認されておらず、現時点では認めることはできないと考えられる」、これは報告書の性格上、受精胚の場合と整合性を合わせるためにこういう記述をしておりますし、同様に下の方に「個々の事例についてはそれぞれ十分に検討する必要があるが」というふうに入れているところであります。

それから、10ページでございますけれども、中ほどのイ、社会的妥当性のところで、西川委員、高久委員のご指摘を踏まえまして、下線は引っ張ってございませぬけれども、「型糖尿病」と、それと「変性疾患」という言葉に変えてございます。この基礎研究の範囲として島蘭委員のご意見、本日提出されておりますけれども、難病に限定した方がわかりやすいんじゃないかということでございまして、このイの社会的妥当性のところの中ほどに、「これに対し、人クローン胚の研究について、臨床応用を含まない、難病等に関する医療のための基礎的な研究」ということで限定しております。ただ、ご案内のように脊髄損傷等ございまして、こういう言い方にしております。

それから、(3)特に考慮すべき事項でございます。

クローン胚の作成における未受精卵の入手の制限の女性保護のところござい

ますけれども、ここも本日の島蘭委員の意見を踏まえまして、これをもう少し条件を高めると、第一条件にせよということでございますけれども、ここに書いてございますように、「現在の核移植技術では、ヒト受精胚の場合に比べてより多くの未受精卵が必要である。このため、人クローン胚の作成・利用のための未受精卵の採取や入手は、その影響がヒト受精胚の場合より大きいものと考えられ、人の生命の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう、特に留意する必要があり、より厳しく制限されるべきである」というふうに記載してございます。

それから、11ページのところでございますけれども、上から3行目でございますけれども、ここはいろいろご議論があったところでございますけれども、「いわゆる無償ボランティアからの未受精の卵採取については、これを認めた場合、提供する女性の肉体的侵襲や精神的負担が伴うだけでなく、女性の道具化、手段化といった懸念も強まることから、原則、認めるべきではない」としていません。

なお、考慮すべき事項として、前回は人クローン胚の作成・利用がヒト受精胚の場合と異なり、本人の恩恵に直接結びつかないことから、より厳格な枠組みの整備が必要である旨記載してございましたけれども、クローン胚の作成の場合であろうが、受精胚の場合であろうが、提供のご意思については恩恵のあるなしは問題にならないという西川委員の参考資料2の5)の修正意見に基づき、前回の記載は削除してございます。

それから、下がっていただきまして、太線は引いてございませぬけれども、4、その他の「特定胚」についての上の4行でございます。

ここは前回の黒田議員のご指摘を踏まえまして、管理面、倫理面の体制について言及しておりまして、また当分の間、クローン胚の作成・利用に関し核移植細胞の樹立及び配布を国が適切に管理する必要から、研究能力や設備、それから倫理的な検討を行う体制が十分整ったというふうにつけ加えてございます。

それから、12ページでございますけれども、下の2、制度の内容でございますけれども、(1)従前は生殖補助医療研究と広い概念で記載してございましたけれども、隣の(2)の人クローン胚の研究目的の作成・利用とあわせて(1)ヒト受精胚の研究目的での作成・利用というふうに記載しております。

それから、13ページで、このヒト受精胚の国としてのガイドラインに設けるべき事項につきましては、ほぼ記載は同じでございますけれども、太線が引いてございますけれども、このガイドラインの中身の個別の審査体制について提案を

記載してあるわけでございます。

また、問題の性質上、生殖補助医療の現場における専門的知見は重要であるとともに、生殖補助医療技術の専門家が彼ら自身の取り組みにより、社会的信頼を得ることも重要である。このため、国の定める記事を満たす研究の審査体制を整備した生殖補助医療技術の専門家の団体、これは具体的には日本産婦人科学会を想定しているわけでございますけれども、これについてはその団体みずからがこのガイドラインに基づく審査を行い、しかし定期的にその結果を国に報告し、つまり国としてもモニタリングをするわけでございますし、必要に応じて国の指導を受けることを選択し得る枠組みを用意した上で、国はこうした団体に属さない者に対する審査や、さらにこうした団体が判断しかねる難しい事例、案件の審査に対象を絞って集中的に対応すべきであるというふうに提案しておりますけれども、これは本日の参考資料3の町野委員の2の(3)の意見も参考にしております。若干異なるところもございまして、でございます。

あとは14ページでございまして、線を引いてございませぬけれども、上から4行目で、「クローン技術規制法に基づく特定胚指針を改正するとともに、必要に応じて国のガイドラインで補完することにより、本報告書の基本的考え方を踏まえて必要な枠組を整備すべきである」というふうに明確にしております。

「基本的枠組みとして」以下に述べているところは、ほぼ前と同様でございますけれども、その中で真ん中ほどに「また」から始まる段落でございますけれども、「また、核移植ES細胞の使用については」、基本的には余剰胚ESの規制の考え方や手続の適応が適当であるという考え方に立っているわけでございますけれども、現行のヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針を改正することにより、対応すべきであるけれども、核移植ES細胞及びそれ由来の細胞等については、限定的に人クローン胚の作成・利用を認める本報告書の基本的考え方を踏まえて、当分の間、その輸出及び輸入を行わせないことを規定すべきであるというふうに書いてございます。これは会長提案で、我が国では慎重かつ段階的にかつ限定的に行うということを書いておきながら、諸外国から輸入されるということでは、あるいはクローンからできたESが輸入されてくるようでは、その提案の趣旨と合わないということでこういう御提案をさせていただいたところでございます。

それから、あとむすびにつきましては、前回このヒト胚の取扱いについて必ずしも全般を見渡せなかったということでございますので、14ページから15ペ

ージにかけまして、3年近い審議を経てなお議論の一致点を見出せなかった部分もあったと、また今回必ずしもヒト胚にかかわる倫理的問題すべてについて整理し得たものとは言いがたいというようなこと、さらには入念的に人の生命の道具化といった倫理的な懸念が具体化することのないよう、具体的な対応を進める必要があるということに注意喚起しております。

あと下から5行目ぐらいに、「今後、ヒト胚に関する生命科学の発展や社会の変化の中で、最新の科学的知見に基づいて見直しを行うことも必要である」と書いてございますけれども、ちょっとミスいたしまして、ここは以前述べてある科学的知見のみならず、社会的な妥当性も含めた広い観点からの見直しということにございまして、ちょっと記載漏れがありましたけれども、そういうこととさせていただきます。

その他、全般的に曾野委員から言われました二重否定のあるところはできるだけわかりやすく肯定的に変更するなどをしているところでございます。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

先生方、今説明をお聞きになりながら、前後もごらんいただきながら、先生方のお考えを最大限採用させていただいております。そして、きょう参考資料でお出しいただいている島藺先生、西川先生、町野先生のお考えも最大限に組み込むようにいたしました。

それで、それぞれの先生方が参考資料をお出しになりましたので、修文ということにつきまして、集中的に少し何か補足意見がございましたら、島藺先生、西川先生、町野先生から、なるべく短い時間で、ちょうど今、半でございます。あと1時間半しかございませんので、ぜひもしコメントがあれば島藺先生、いかがでしょうか。

(島藺委員) 最初に、きょうで審議を終わらせるというふうに会長はおっしゃったんですけれども。

(薬師寺会長) 希望的観測です。

(島藺委員) とてもまだ制度はほとんど議論していない。それから、クローン胚もこの間少し議論に入ったばかりです。

そして、まずこの受精胚の問題ですが、最初の1ページに書かれました「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」というこの原則がまだ明確になっていない。そして、産婦人科学会でこの原則に反するよ

うな会告が出ていて、そういう研究が行われているということがあるわけですので、ここを明確にしておく必要があり、そしてこの7ページに出ております結論のところは書き改める必要があると思っております。

(薬師寺会長) それは案を後でお出しただいて、どういうふうに書き改めていかということも後でお出しただきたいと思えます。

(島園委員) それから、最後の制度問題は非常に重い問題で、これをこういう基本的な原則にかかわる問題を法律を抜きにしてガイドラインだけで新しい方向を決めてしまうということは非常に無謀なことだと思われまますので、ここはじっくり審議していただきたいと思えます。

(薬師寺会長) 今申し上げたのは、大体参考資料について補足があればということでございまして、ありがとうございます。

それでは、西川先生、もしなければ結構でございますけれども。

(西川委員) 要するに、私の意見のところは基本的には認めないということなので、それは仕方のないことだと思えますけれども、あとできたら少数意見で書かせていただきます。なるべくこういう具体的な問題というのは自由に任せただ方がいと思えます。

(薬師寺会長) それでは、町野先生。

(町野委員) 私は別にございませぬ。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、次回、13日、何かスケジュールばかりで恐縮でございますけれども、少数意見をお出しただくようになっておりますので、13日は少数意見がどういうふうにご意見としてお出しになったかということで、少数意見をお出しになった先生方からご説明をいただきたいというふうに思えます。そういうような手続的なことがございませぬので、ぜひ13日はとらせていただきたいと思えます。

そういう意味で、希望でございますけれども、今、島園先生からまだまだということがございませぬけれども、少数意見の中に、あるいは反対意見の中に入れていただければ結構でございます。

それでは、3章と4章をいわゆる中心に少しそれぞれの先生方にご議論していただいて、ただ議事の進行に当たりまして、たくさんの先生方にご議論をいただきたいと思えますので、ぜひご協力をいただきたいと思えます。3章、4章を中心に、全体をごらんになっても結構でございますので、大体皆さん、先生方にち

よっとご意見をちょうだいする機会がありませんでしたので、そういうふうにちょうだいしたいと思います。

どういたしましょうか、それぞれご意見があると思いますけれども、3章、4章を中心にして、南先生、1時間で先にお出になるというので、先にご意見をちょうだいいたしますか、それともどうでしょう、議事の運営に関して何かこういうことでよろしゅうございますでしょうか。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 前回でしたか、前々回でしたか、会長提案については順番に1人ずつ意見を申し上げましたけれども、あれは会長提案という比較的短い文書で、かつわかりやすいというもので、少し読めば大体わかることでした。けれども、最終報告書については、順番に意見を言うだけで議論を終わるということではなくて、第1章も第2章も議論してきているわけですから、同じようにしていただきたいと思います。

(薬師寺会長) わかりました。そういうことでやらせていただきます。

いかがでしょうか。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 先ほどの説明について、外山参事官の説明でちょっと補足をするとところがあると思っているのですけれども、余りなるべくもとに戻らないにはしますが、第1章のはじめにのところのヒト胚小委員会の出した原則、これは行政措置がないから、我が国の生命倫理の原則ではないというような趣旨のことをおっしゃったと思うのです。それでは、どんな報告書が出て行政措置がなければそういう位置づけなのかどうか、その辺はかなり疑問に思いますし、同時に生命倫理に関して何らかのボディがあるとすると、このヒト胚研究小委員会もしくはその上の生命倫理委員会でした。行政措置がなかったとはいうものの、これは対外的には国の生命倫理委員会だと思しますので、そういう取扱いをしていただきたいと思います。何よりも4ページの(3)のアのところでは、「ヒト胚小委員会の報告に示されたとおり、受精によりヒト胚を作成しないことを原則とする」と、ここにはこう書いてあるわけですから、前の部分で単に「強く意識されてきたものである」というのは矛盾すると思います。

ほかにもありますが、とりあえずそれだけ今の説明について申し上げます。

(薬師寺会長) ほかの先生、いかがでしょうか。

島藺先生。

(島園委員) それにかかわりまして、この5ページの(1)のアのところですが、ここは前回いろいろ議論があって、それがまだ生きていないように思うんですが、生殖補助医療の場合に胚が作成されたり、利用されたりというのは、研究目的でつくられるものではないという理解が基本だと思うのです。それがそのまえがきにも書いてあり、今の原則でも確認されていることなので、そのことがわかるようにしないといけないと、それがこのアですと非常にまぎらわしいといいますか、その原則が何かひっくり返ったかのように受けとめられてしまうので、私が提案したいのは、生殖補助医療研究に伴う作成・利用ということならばわかりやすいのではないかと思います。

(薬師寺会長) 藤本先生、どうぞ。

(藤本委員) ヒト胚小委員会での討議の議事録を詳細に見ているわけではないので、少し外れたことを申し上げるかもしれません。確認をさせていただきたいのですけれども、このヒト胚小委員会の中には、主としてES細胞をつくるのに新たに受精胚をつくらないというところへ、私の記憶ですけれども、論点が集中していて、生殖補助医療の研究のためにヒト胚をつくらないということについては、特に結論を出されていなかったというか、論議がそこへ余り進んでいなかったような印象を持っているのです。ヒト胚小委員会のある研究目的のために受精卵を作成する研究というのは、いろいろな研究の種類があるわけですが、生殖補助医療の研究に限定した場合にもヒト胚はつくらないと、受精胚はつくらないという結論になったのでしょうか、そこを確認させていただきたいと思います。

(島園委員) これは前回私が配付させていただきました参考資料に書いてあるとおりで、もしお手元にありましたら、もうなくなっちゃいましたでしょうか、前々回出して、前回も出していたと思うんですが、研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないことと、ここに示した考え方は生殖医学発展のための基礎的研究と不妊症の診断治療の進歩に貢献する目的のための研究という限定のあった従来のヒト胚研究においても遵守されるべきものであり、この点については関係者の間で留意されるべきものであると、こういうふうに基本的考え方に出ております。そして、それに対応する議論はこれももう一回前の委員会でお示ししましたが、ヒト胚研究小委員会の平成12年1月25日の議事録にそのことを確認した上でこの原則を守るんだということになっております。

(藤本委員) ちょっと確認したいのですけれども、ハムスターテストというのが

ありまして、それが話題になっていたと思うのです。ハムスターの卵子に人の精子が受精するかどうか、なのですけれども、この論議のときにはこれは受精は結局人と動物との間のものが結果としてできるわけです。けれども、これについては認めるということで結論があったというふうに記憶していたのですけれども、その点との整合性はどうかのでしょうか。

(薬師寺会長) 少しこの辺はちょっと事務局の方で確認を後でさせていただきますけれども。

(外山参事官) ハムスターにつきましては、受精しても分裂が途中でストップするので、受精胚にまで至らないと、胚にならないと、こういう理解で整理されているというふうに思っております。

(薬師寺会長) それでは、ほかに、少し前の方に、3章、7ページ以降も含めてご議論を。

島菌先生、なるべくほかの先生もちょっとご議論、どうぞ短くお願いいたします。

(島菌委員) 今のアのところですが、したがってその最後、これは先ほど申し上げるべきだったかもしれませんが、「このため、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認し得る」と結んであります。アのところですね。これは前回に石井委員が言われたことですが、し得る場合があるということをおっしゃったので、こういうふうにしますと産婦人科学会の会告でかなり広く認められていて、原則をやや逸脱するところがあった、そのことを事後的に是認するような雰囲気になりかねないので、「し得る場合がある」というふうにすべきではないかと思えます。

(薬師寺会長) この点はいかがでしょうか。

よろしいですか。

またもとに戻って構いませんけれども、本日は7ページ以降につきましてもぜひ、それから制度のところも両方ご議論をしていただきたいと思いますけれども、なかなか難しい3章でございます。それと、制度の問題に関しましてもできる限り入れ込んだ努力はいたしますけれども、まだまだ至らない点があるかと思えます。いかがでしょうか。

岸本先生、どうぞ。

(岸本議員) 僕は何か言って薬師寺会長を困らせてはいけないんですけれども。

(薬師寺会長) 私は常に困らせてられていますので、大丈夫です。

(岸本議員)先ほどから議論を聞いていますと、あるいはこの報告書の原案にも医療に役立つとか難病に役立つ、生殖補助医療に役立つとかということに非常に限定して、それならということになっているのです。研究は何かしてはいけないことのように感じているのです。研究があって初めていろいろなことの道が開けるのであって、一番大事なものは研究であるという根本原則が何かそれではいかんというふうに感じられるのです。その根本問題に戻って、なぜなのかというのは僕にはわからないのですけれども。

それから、14ページの当分の間、その輸出及び輸入を行わせないことを規定すべきであると書いているのですけれども、学問というのはインターナショナルなものであって、ここに書かれた原則にのっとり限り世界に対して開かれたものでなければならぬので、輸入、輸出を行わせないことを規定すべきであるというのを書くことが果たしていいことなのかどうかということについても議論をしたいと思います。

(薬師寺会長)先生、ぜひ少数意見を出していただきたいと思います。

位田先生、どうぞ。

(位田委員)今の岸本先生のお考えはよくわかりますし、研究が極めて大事なものであるというのは私も肯定します。問題は、研究は大事だけれども、何でもかんでも研究であれば許されるという話ではない。その場合、原則として作成してはいけないというその原則を置いて、しかし例外として研究の方が非常に重要である、もしくは研究の成果の応用の方が非常に重要である場合には開ける場合もあり得るといふことなのです。比べているのは、研究はもちろん重要で、これまで非常に大きな恩恵はあったけれども、そのことによって社会の基本的な価値がないがしろにされるような研究もしくはその成果になっては困る、そのためにどこで線を引くかという話をしているのです。僕は岸本先生の考え方が必ずしも否定されているとは私は思いません。

それから、輸出、輸入の点に関しては、ここにこう書かれていますけれども、ここではそういう議論は全くしていないので、ここに書いていいかどうかという問題はこれからの問題だと思います。

(薬師寺会長)それも含めて。

鷲田先生、すみません、よろしく願いいたします。

(鷲田委員)9ページから10ページにかけてのいわゆる今回の人クローンの取扱いについての会長のお言葉では、社会選択の根拠になるところの論理について

なのですけれども、まずきょうの7月7日版ですが、これの3の(1)の基本的な考え方のところの3行目から4行目にかけて、人の生命、健康の維持や幸福追求という基本的人権に基づく要請にこたえるための研究云々ということがあって、それは十分な科学的合理性に基づくもので、かつ社会的に妥当であるということを経験的に認められるんだという大きい趣旨がここで表明されております。

実際に、この5ページの一番下のところから例外的容認の条件、社会的妥当性云々、科学的合理性云々というのは今の時点でどう考えるかとして、ア、科学的合理性、それからイ、社会的妥当性というのが今の判断が出ているわけです。この社会的妥当性等のところ事例として挙げられているのが今治療法の存在しないような、そういう難病からの救済への取り組みという例です。

としますと、要するに人の生命、健康の維持や幸福追求という要請というのは非常に大きなもので、単に難病からの救済のこと以外のものもいっぱい含むような大きな要請でございます。実際に、今この例外的な容認をするためには物すごく部分的な例が挙げられているわけです。こういう限定はわかるのですが、これは裏返して考えると、難病以外のものも将来的に幸福追求の要請にこたえるものだというふうにならざるを得ない論理になっていると思います。

(薬師寺会長) どういうふうに先生、私もちょっとここは今、先生に言われてなるほどなというふうに思っているのですけれども。

(鷲田委員) 前者の方の基本的人権に基づく要請の内容が広過ぎるように思います。ここで例外的に容認するというのは要するに人の尊厳を冒されているというか、非常にダメージを与えられているような、そういう生存から人を救済するというようなぎりぎりの状況というのが社会的妥当性の根拠になっているわけですから、まずそういう単なる漠然とした幸福追求ではなくて、これは例えばもっと賢くなりたいとか、そんなことまで含まれるわけですから、そうじゃない、やはり限定が必要であろうと思います。

それから、もう1点同じ問題なんですけど、社会的妥当性等の最後のところで、結論が「このような社会選択には、十分な社会的妥当性が認められると考える」の前に「中間報告書に対するパブリックコメントの結果等も踏まえれば」ということがあるんですが、これはこの報告書の中で具体的に記載されていないのでわからない。そして、またパブリックコメントの評価については相当に議論があるかと思いますが、実際、私たちの審議の議事録というのは多くの方が読まれていて、そしてそういう議論を十分に踏まえて、非常に精密に、そして詳しくコメン

トをつけていらっしゃる方もいれば、数は多いけれども本当に数行、一、二行のコメントもあるわけで、単純にこれは数では決められないことだと思いますし、とりあえずここはまだコメントの本当の意味での評価はできていないので、削除すべきだと思います。

(薬師寺会長)わかりました。

先生は副学長でお忙しいと思いますが、何かメモみたいなのをいただくと、私もも中に入れ込むことができるんですけども、ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

南先生、どうぞ。

(南委員)ちょっと先に失礼するので、小さいことなんですけど、今の10ページのところの社会的妥当性、イの次のすぐのところなんですけど、前回欠席したんですけども、議事録を拝見しますと、パーキンソン病、糖尿病という名前を出すことについて限定をしない方がいいのではないかなというようなご意見もあったようなんですけど、それからこの「変成」の「成」の字が間違っておりますね。

ここは私はちょっとよくわからないんですけども、例えばパーキンソン病、型糖尿病など、変性疾患、とありますが、型糖尿病は変性疾患になるのですか。代謝疾患だと思ったんですけども、広く言えば変性疾患なんでしょうか。

(岸本議員)型糖尿病は変性疾患ではない、自己免疫疾患です。

(南委員)ないですね。この書きぶりがちょっと気になりまして。

その書きぶりも含めまして、具体的な病気の名前を出すのはちょっと限定し過ぎていないかと私も思いました。

(薬師寺会長)そうすると、今、鷲田先生のご指摘とあわせるとどういうふうになるでしょう。だから、鷲田先生の方は前の9ページの方はややちょっと漠然、広くとり過ぎていると、こういうことですね。

(南委員)鷲田先生のおっしゃった幸福追求のところは全く私も鷲田先生と同じ意見です。幸福追求というとそれぞれが本当に別々のものになりますから、それこそ頭がよくなりたいとか、そういうことも……。

(薬師寺会長)これは前の文章をそのまま持って行って。

(南委員)広くくくるのか、狭くするのかというところはちょっと議論が必要だと思います。

(薬師寺会長)わかりました。その辺はかがでしょうか。

この変性とパーキンソンの話は西川先生、それでよろしいですか。

(西川委員) 結構です。ただ、この変性疾患というのは多分間違いで、その最終結果として細胞がなくなるという意味での変性であって、例えば病医学的に考えるといろいろな原因で起こってきたことも採取、例えば腎炎で糸球体の変性してしまうということはあるわけですから、そういうイメージです。

(薬師寺会長) わかりました。

ほかに先生方。

事務局、どうぞ。

(外山参事官) 今の話で、4ページに戻っていただきますと、このクローンのところも(3)のヒト受精胚の取扱いの基本原則にならってやっているわけですが、いいますけれども、このアの例外としてイのヒト受精胚の尊重の原則の例外の中に基本的人権に基づく幸福追求権のようなものが書いてあるわけですが、いいますけれども、今ここが広いという考え方でございますが、今までのこの議論の中では、ここはそういうふうな表現にしつつ、ウの方でこのヒト受精胚尊重の原則の例外が許容される条件として、イに述べた例外が認められる場合にはそのようなヒト受精胚の取扱いによらなければ得られない生命科学や医学の恩恵というふうな形で、ここでイの中身を縛っているということではございませんで、イが単純に広がっているということではないのでありますけれども、イをこの原則のところをまたいろいろ議論してやるということになりますと、とても失礼ですけれども、終わらない話になるかと思ひまして、すみませんが。

(薬師寺会長) ということでございますけれども、どうでしょうか。

鷲田先生、少しご意見を。

4ページの方はヒト受精胚のことでございまして、それで原則で人クローン胚の取扱いの検討の9ページの方はタイトルが基本的考え方ということでなっていて、つまり尊重の原則というわけではなくて、取扱いの場合の基本原則という中でやや広い、同じような議論を踏襲している、前の議論を踏襲しているということでございます。

それで、例外のところではそういうようなことを書いておりまして、少し違うのは社会的妥当性とか、そういうのが先生ご指摘のようにイのところに入っていると。これはクローン胚そのものの人クローン胚の重要性を含めまして、こういう書き方をしているということになりますけれども、何かご意見ございますでしょうか。

(鷲田委員) 要するに、人クローン胚の取扱いをめぐって一番懸念されることと

というのは、今回の案にもところどころ出ておりますように、生命というものの道具化とか手段化ということへの歯止めをきちっとつけるということです。そしてここには論理の問題として、いわば行きと帰りがあるのです。この場合は行きの議論であって、まず大きな人権についての考え方を示して、その限られた例として難病治療というものにこたえるという、救済にこたえるというふうにやっているわけですが、この論理はこれが一つの原則として認められれば同じことが逆に難病でこういうことが認められたから、それ以外の幸福追求、別のケースであっても適用できるというふうに帰りの論理に使われるという、そういうことを懸念して申し上げているのです。

それから、社会的妥当性ということを考える場合には、あくまで根拠が私は問題だと思うのです。前々回の採決というか、投票の中でありましたように、容認という社会的選択してから根拠を十分煮詰めるんじゃなくて、私はこういうパブリックコメントの結果等を踏まえる場合もあります、そういう数の問題じゃなくて、先にだれもが納得できる根拠というのを示さなければならないということがあって、私はこの論理構成について特にこの人クローン胚のところではきちっとしておいた方がいいと思ったわけです。

(薬師寺会長)わかりました。

西川先生、それから島藺先生。

(西川委員) 鷲田先生の話に限定して考えますと、例えば人の尊厳であるとか、そういう基本的にここでは大上段に振りかぶった言い回しがあるのです。そういう問題に関しては僕もいろいろな本当は意見があって、それぞれについて行き帰りがあるので、少なくともそういうまくら言葉を全部削除するか、いわゆるいろいろな意見のある基本的な概念というものについて、はっきり言うとコンセンサスがとれると考えるか、とれないと考えるかのもちろん分かれ目ではあるのだけれども、基本的には今までの議論ではそれほどとれてこなかったという話を考えたときに、それを全部削除するか、どこかで何かある程度妥協して残すか、これしかないのではないかと僕自身はオペレーショナルには考えています。ですから、今、鷲田先生がおっしゃる部分に関して、僕らは逆に同じように、別にここは十分削除されても僕はいいと思いますけれども、同じようなことは例えばヒト胚のあり方の問題であるとか、そういうところはいろいろな意見があるわけですから、そこについてコンセンサスがあるように扱われるというのは結構難しいかと僕自身は思っていますけれども。

(薬師寺会長) 島園先生。

(島園委員) 前回、鷺田先生はいらっしゃらなかったですね。この4ページは私も非常に気になりながら、ほかにもたくさん議論しなければならないことがあるので、この4ページのイ、そこまでできなかつたということなのですが、実は根本的であるから、これを本当はここからきちんと考えなきゃいけないというところであるにもかかわらず、今まで議論が十分になされていない、そういう代表的なところだと思います。

クローン胚の方でも具体的に気になることがあるので、ますます出てきますが、この原則がそもそも広過ぎるということだと思います。例えば、西川先生はあるところで再生医療というのは究極のぜいたく医療まで前提とする、それによって成り立つんだというふうにおっしゃっているのですが、そういうことも価値観として認めるのかどうか、そういうことが認められないということをはっきりさせておくべきであって、それが人の生命を道具化したり、手段化したりしないと、そういうことであろうと思うのです。そのことをもうちょっとはっきりしなくてはいけない。ですから、4ページのイのところも同時に修正すべきことではなからうかと思います。

(薬師寺会長) その点は恐らく少数意見の中できちんと言っていたきたいと思います。

実は私の案は結局は鷺田先生とちょっと違うのかわかりませんが、先生方は根拠をベースにするには実証的な科学的な問題があるだろうと。私はいわゆる選択として私の提案をして、そしてただそれを始めるに当たってはきちんとした論理をやると。

なぜ選択したかということ、私が井村先生から受けていたということと、文科系の人間でございますので、先生と同じように人に対するある種の勇気づけみたいなものがくどいようで、それは多分根拠にならないとおっしゃってみればそれはしょうがないのです。私はそういうところにこたえなければいけないということで選択ということ根拠としたのですけれども、実はそういう根拠ではならなかつたというご意見であれば、少数意見の方で展開していただければよろしいのではないかと思います。

私が言ってもしょうがないのですが、垣添先生、どうぞ。

(垣添委員) 私は今の議論の続きですけれども、鷺田先生の言われた8ページの基本的人権に基づく要請というのは、確かに広い書きぶりではありますけれども、

この報告書全体、先ほど事務局から一貫してずっとご説明をいただきますと、人の尊厳からスタートして女性の保護、特に手段化とか道具化を避けるということ、それから扉は開くとしても基礎研究に限ると、それも世の中の理解を得ながら、段階的、限定的に進めていくという何重にも制限がかかっていますので、私は出発点のここの部分は割合広くとってもいいんじゃないかというふうに考えます。
(薬師寺会長) この議論はまた少数意見等々についてもお出しいただきたいと思
います。

ほかいかがでしょうか。

石井先生。

(石井委員) 今の点で私も鷺田先生の考え方を支持します。

9 ページのところには、4 ページをすごく簡略化して書いてあるために、原則禁止であるけれども、認められるということで認められることの方が強く読めてしまうのです。原則禁止ということを書き込んでいただく必要があるということ
です。また、同じ幸福追求でもヒト受精胚の場合には生殖補助医療が含まれる
ので、広く考える必要があると思いますけれども、クローン胚の場合にはそう
いう要素が入らないので、かなり限定的になるという点で区別できると思
います。
(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、議論がありますけれども、制度論にも非常に関係しておりますので、
第4章もごらんいただきまして。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 関連する研究の現状で、我が国における研究成果が書いてあります。
何を参考資料に入れて、何をそこに書き込むかというのは前から問題になって
いるんですが、これは入れ始めると切りがなくて、我が国の成果というのは例
えば体細胞研究とか、それなりにあるのだらうと思うのです。だから、何と
なく最後にぼんと入れられると、こんなに成果がありますよというのを言っ
ているだけの
ような気がして、そこは我々は事実的な、もしくは科学的なところを参考程
度に入れましょうということを言っているわけですから。

それと、9 ページの体性幹細胞研究の現状なんですが、体性幹細胞研究が必ず
多能性の体性幹細胞研究の問題だけであるかということ、多分そうではないと
私は
了解しているんですが。というのは、多能性がなくとも、体性幹細胞でい
けると
ころはそれでいくので、いけないところをES細胞を使うという考え方だ
と思
うのです。多能性の体性幹細胞の問題だけではない、多能性の問題だけではない

じゃないかというふうに理解をしています。

その点については、既に臨床研究、臨床応用までいっている部分もあると聞いていますし、それからガイドラインを厚生労働省でつくっていますから、その辺はもう少し体性幹細胞の研究については、好意的なというのでしょうか、フェイバリブルな書き方をすべきではないかと思います。

(薬師寺会長) その点は医学の先生から。

高久先生、それから西川先生お願いします。

(高久委員) 9ページの表現はこれで良いと思います。

というのは、体性幹細胞について臨床応用の段階のものも報告されているとはっきり書いています。実際にESと比較する場合には西川委員もおっしゃったように多能性の体性幹細胞との優劣ということが問題になるわけですし、その意味でこの9ページの表現が正しいと思います。

(西川委員) 僕が訂正をお願いしていたんですけれども、実際に普通の骨髄由来の体性幹細胞の普通の使い方に関しては、いろいろなもともと自分の細胞を使うということもあって、神戸も含めていろいろなところで大々的に行われています。

例えば、軟骨の移植治療なんかに関してはアメリカの会社を通して日本の患者さんがどんどん治療を受けるという状況ですから、殊さらに何かを書くというような状況ではないのではないかと思います。

ただ、研究段階のものについて今議論しているとすると、どちらかがよくわからない。優劣をつけるというのも僕はそれも間違いだと思いますけれども、両方とも並行して言及すべき、研究段階のものとして言うと、例えば多能性の幹細胞である、それからもう一つは私たちが持っている決まった細胞が違う細胞に変わるかどうか、初期化の問題、こういうものが挙げられるのではないかと思うので、ここは割と限定した方がよくて、実際に軟骨、骨、例えば血管、そういうものもかなり大々的に行われているので、研究段階、研究段階に限定していいのではないかと思います。

(薬師寺会長) これは位田先生、どうぞ。僕もよくわかりません。

(位田委員) かなりいろいろなことに使われているということをもう少し書いた方がいいのではないかというのが私の趣旨であって、だから研究段階に、研究に限定すべきではないのではないかと。

というのは、ESなりクローン胚の研究をしなくても体性でいけるのではないかという議論も今はあるわけです。絶対に体性では無理だというもちろん考え方

もあると思いますけれども、体性でやる方が倫理的にも問題が少ないという考え方もあって、ESではなくて体性をやるという方もあるので、その辺は書くのであれば両方書くべきだと思います。そういう意味では臨床研究もしかり、臨床応用の段階までいっているというのはもう少し大胆に、評価をすべきではないかと思えます。

(薬師寺会長) 西川先生、そういうことの趣旨は、位田先生の趣旨は。

(西川委員) ただ、科学的な概念として考えると、幹細胞というのはたくさんあるのです。骨髄移植もみんな幹細胞移植をやっているわけですから、殊さらに多能性のものを僕は挙げた方がいいのではないかと議論しているのはそこであって、ほかの、直に幹細胞が使えるものを医学はわざわざES細胞を使ってやるはずはないわけで、あらゆる使える幹細胞を、私たちは利用した治療を行っているわけです。ミレニアム・プロジェクトでも実際の臨床がどんどん進むということについては、厚生労働省なんかのグループは進めてきているわけですから、ですから体性というのは体の中にある幹細胞で私たちの体の中にも本当に数限りない幹細胞があるわけです。ですから、皮膚なんかもそうですし、ですから概念的にもう少し区別しないと、何が何だかわからなくなるのではないかとというのが僕は正直なところです。

(薬師寺会長) ここの部分は少し位田先生のご議論を入れていたのですけれども、位田先生のご意見もいただきまして、少しここを検討させていただきます。

(西川委員) 例えば、物すごく我田引水的に言わせていただくと、幹細胞、一般的な体性の幹細胞というものは治療にも現実に用いられていて、それでないと治らない疾患が数多くあると。しかしながら、今利用できない幹細胞がたくさんあって、それに対するその利用の仕方については研究をこれから続けていかなければならない幾つかのものがあって、その中には多能性の幹細胞があり、もう一つはES細胞があるという言い方ではないかと。

(薬師寺会長) 何か同じような議論のような感じはするのですけれども、素人には。ちょっとその辺はこの辺は預らせていただきたいと思います。

島園先生、どうぞ。

(島園委員) その少し下のところなのですが、基礎研究に限定しているということで、そこに臨床、医療目的でのという話が出てくるのですが、ここにその安全性が十分に確認されておらずとあるんですけれども、これは相当根本的な問題、私どもがこのヒアリングで伺った限りでは、非常に長期にわたって検討しなければ

ばわからないはずの非常に重い問題がここへ入っていると思うのですね。そして、それを強調するという意味から、安全性ということは同時に倫理的な問題もかかわってきますので、そこら辺は単に安全性が十分に確認されておらずというと、既にこのハードルが越えられそうな表現になっているんですが、ここは大変重い問題がかかわっているんだということがわかるように、倫理的な問題の検討も含めて、検討もなされていないということをごにここに加えるべきだと思います。

(薬師寺会長) ここは非常に科学的なご指摘が勝木先生なんかからございましたものですから、そういうところはきちんと書いたというところでございます、それからヒアリングも行いました。それで、島藺先生のご意見は今ちょうどいしたようになっていきますけれども、そこでこういうような書き方をして、かなり思い切った書き方をしているというふうにご理解していただいた方がよろしいかと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。

(高久委員) 先ほど岸本先生がおっしゃった、14ページの輸出、輸入のことですが、これはあえて述べない方がよい。外国人も見るわけですから、初めから輸入、輸出はだめよという、いかにも閉鎖的だ。わざわざ明示する必要はないのではないかと考へます。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

勝木先生。

(勝木委員) 全体のトーンとしては、研究はかなり限定して、機関も限定して、審査もかなり厳しい条件でやると。それで、いろいろな事前にやるべきことは全部尽くして、それで段階的に進んでいくというのが薬師寺方針の趣旨だと思ひます。

ということは我が国独自の考へでそれをやるんだということと、それからもちろんサイエンスは全くグローバルなものですから、国境がないことは確かなんですが、このような研究、特に医療を見据えた研究に関して一定の枠組みを考へるならば、ここで海外のものを輸入するということになると、そこから段階的に慎重に行うという方針が崩れていく可能性があるかと心配するものですから。

それから、私が心配しますのは、一旦ヒト核移植胚が経済的価値を視野に入れて認められますと、真実かどうかわかりませんが、臓器移植等での臓器の売買等というようなことが行われているという話を聞きますと、海外からの輸入によって、新しい新興性の病気を心配する必要も出てくるということもありまして、基

本的には慎重な段階的解禁の趣旨を尊重するならば、私はこれはぜひ残すべきであると考えます。

(薬師寺会長) 西川先生、どうぞ。

(西川委員) 僕はどっちでもいいとは思いますが、実際に多分勝木先生も僕もこれが日本で行われるとしたらどういうふうに行われるだろうかというのはある程度イメージがわくと思うのです。そのときに、例えばES細胞をつくるというよりははるかに技術的に難しいわけで、クローン技術を持った人が、しかも職人的な人が必ずいます。そういうものを例えば利用するのはクローン研究をやりたい人がどうかというと、その技術を持った人は必ず利用したいというわけではなくて、多分ほかの研究をやっている人がクローンを使ってそこからES細胞をつくってほしいとかという話に多分なってくるのだらうと思うのです。ですから、もう少し具体的な例をこれから考えていった中で、輸入、輸出の問題を考えた方がよくて、例えば単純な輸入、輸出という2つの言葉で物事が語れるのではなくて、例えば人がいたり、細胞が行き来したり、例えばクローン化されたものはいってないけれども、例えば体細胞がいたりとか、いろいろなシチュエーションがあって、それをきちっと科学者の方で整理して、その上でどういう規制があるいはディスクローズされる仕組みが必要かということを考えればいいわけですから、あえて書く理由もないし、ただこれで実際にもし僕が考えるのは、これを入れてしまうと日本は例えばすべてどこかのセンターで熟練したクローン技術を持った人が1人おって、輸入も輸出もできませんから、全部そこで皆さんが帰宅してやりますというようなことを決意しているような雰囲気逆に聞こえるような気がするのです。

(薬師寺会長) 位田先生、どうぞ。

(位田委員) ちょっともとへ戻って恐縮ですが、先ほどの鷲田先生の部分なんですけれども、例外とその条件ということを書いてあるのですけれども、前の中間報告書のまえがき及びはじめにのところで我々が考えていた、この専門調査会の議論そのものがそうだと思うんですけれども、医療もしくは健康の保持という分野であればその例外が認められる可能性があるという話で来ていると思うのです。ですから、どこかにそういう限定を、多分前の方だと思いますが、第1章あたり、もしくは第2章のその原則のところ、そういう前提をつけて、それ以外はいかに幸福追求権だといっても逆の論理というのは認められないと。

(薬師寺会長) 例の図みたいな構造のロジックの流れで。

(位田委員) ええ。だから、1つは最初に枠をつけておかないと、受精胚にしたってクローン胚にしたって同じだと思うのですけれども、生殖補助医療も不妊治療という一応医療の中の話ですし、クローン胚だって再生医療だからという話です。全体としては生命科学が進んできたことというのは非常に重要だけれども、しかし医療の分野において人の尊厳が損なわれる可能性がある。けれども、ある場合には厳しい条件のもとで例外になり得ると、そういう話だと思うのです。だから、一般的に幸福追求権が例外になるという話ではないと思うので、そこをちょっと一番最初に書いておいた方がいいんじゃないかという気がしました。

(薬師寺会長) ほかに。

島藺先生ばかり発言が多いので、ちょっとほかの先生も、だめだというわけでは、島藺先生、どうぞ。

(島藺委員) 前にもお話ししたのですが、8ページのこの韓国のクローン胚は未受精卵240個使っているのです。こういうのが成功例としていいのかどうか、非常に疑わしいようなものですが、これをそのままあたかもモデルとなるかのようにこういうところに書いていいかということが1つ。

それから、11ページのこれは道具化、手段化ということを今度述べていただいているんですが、上から2行目ですが、女性の道具化、手段化というのは何か表現として非常におかしいと思います。人の生命の道具化、手段化と、これは6ページにも同じところがありますので、そういうふうにしていただけますか。

(薬師寺会長) それは間違えました。すみません。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 単に表現の問題ですが、生命の道具化、手段化というのちょっとよくわからないので、人の道具化、人間の道具化、人間の手段化という話じゃないですか。女性の道具化という表現がいいかどうかは別ですけれども。

(島藺委員) 本当はそこら辺のところをしっかりと議論すべきだと思うんですが、もし人の生命のということだとわかりにくいということでしたらば、人間の道具化ということでもいいと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

どうぞ、町野先生。

(町野委員) 2点あります。「人の道具化」という表現は恐らく逆戻りだと思います。「ヒト胚」は人ではないのですから、「人の生命の道具化」といたしますと、ヒト胚の濫用は問題から外されてしまいます。

もう一つはちょっと前にさかのぼりますが、位田委員の意見はちょっと違うんじゃないかと私は思います。最終報告は簡素化されてはおりますが、基本的には中間報告の枠組みを維持するという前提です。中間報告の17ページのところをごらんいただきますと、考察の要点として4点挙がっているのです。

つまり人の尊厳への配慮、生命科学や医学の価値の認識、安全性の確保、生命科学や医学の進展に関する社会の需要です。つまり公共の福祉とか人々の幸福というのは最初から前提の中に含まれて、考慮しなければいけないものとして入っているわけです。位田委員のように、公共の福祉などを最初に締め出しておいて、後からもこれを入れないという理屈ではなかったわけです。恐らく岸本委員が言われたというのもその趣旨じゃないかと私は理解しています。

(薬師寺会長) 少し私もついていけないところがございまして、前の中間報告書の段階ですので、多分ロジックだと思うんですが。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 私は報告書のどこの部分のどうのこうのと言うつもりはもちろんありませんで、中間報告書にも示されているようにという趣旨で申し上げたんです。このヒト胚の取扱いに関する基本的考え方を議論し始めた基本的な理由というのは、受精胚をつくって研究をして、医学の難病の治療なり生殖補助医療に使える、それを認めていいかどうかという問題、つまり医療というのがある程度枠がかかっていたと思いますし、クローン胚についても同じようなことが言えると思いますし、特定胚も一般的にその判断をするときには、そういう考え方が基本的にとられていた。もちろん生物学的な研究成果の応用ということが全くなかったわけではありませんけれども、人権としての幸福追求権という非常に幅広い範囲で議論を始めたのではなかったらうということのリマインドさせていただいただけです。

(薬師寺会長) 町野先生で終わらせていただきたい。

(町野委員) 私が今申し上げたのは、位田委員が言ったような趣旨では全然ありません。「ついてこれない」ということだと、私のスピード違反を反省しなければいけないとは思いますが。

(薬師寺会長) すみません、私がついてこれないのですが。

(町野委員) ヒト胚の利用は原則禁止である、それを例外的に許容する理由として基本的人権の尊重があるという論理であるから、許容する例外の中に、一般的に幸福追求権だとかいうのが入ってくるという論理はあり得ないという理屈だと

と思いますが、それは出発点から誤りであるというのが私の主張です。少しスピードを落としました。

(薬師寺会長) 石井先生、どうぞ。

(石井委員) 今の点で一般論ではなくて、確認しておきたいんですが、先ほど9ページのところは4ページを受けたものと言いましたけれども、9ページのところでは「生命、健康の維持や幸福追求」と書いてあるんですが、4ページのところは「人の健康と福祉に関する幸福追求の要請」というふうに書いてあるので、幸福追求については限定がついているので、一般論ではないはずですよ。

(町野委員) 依然としてご理解いただいていないように思います。私は基本的な考え方の枠組みとしては、今、位田委員の言われたようなことではないということをお願いしたのです。最終報告書の文言のことを申し上げているのではないのです。

(薬師寺会長) それでは、勝木先生、どうぞ。

(勝木委員) やはり今のところは大変私も気になるところで、動物実験が進んで、もし仮にヒトクローン胚が確かに難病の治療等に使えるという見通しが立った場合には、難病の治療以外にも使える要素があります。つまりその用途は想像力を働かせればどんどん広がっていくわけです。人体改造にもつながりかねないようなポテンシャルを持っているのだと思います。それ自身はそういうふうにご利用しようとするれば使えるものではないかというふうに思うのです。

無制限の要請に対して、今からきちんとした枠組みをつくっておかないと、そうなるからでは遅過ぎると思います、要するに原子力みたいなもので、原爆をつくった後にいろいろな枠組みをつくらうとしてもとても無理なことがあると私は思いますし、それは医療従事者だけで決められることではないと考えているのです。

そういう意味で言いますと、今はその限定というのが議論されてきた前提は幸福追求権としてのものというよりはむしろ難病に悩む方々をどうやって救うかということが最大の根拠になっているわけで、それを外すととてもその後、入りの議論と出の議論という驚田先生のご指摘がありましたが、とても心配ということで、ここはかなり限定した方がいいのではないかとというのが私の意見です。

(薬師寺会長) 高久先生、どうぞ。

(高久委員) クローン胚の研究を認めるときには、当然ガイドラインの様なもの、私は法律よりもガイドラインが良いと私は思っていますが、それから審査がある。

ガイドラインや審査で当然エンハンスメントは除外されるはずですが。遺伝子治療でもそうでした、遺伝子治療が病気の治療だけではなくて、別な目的で使われるのではないかという議論がありました。ガイドラインや審査の段階でそういう治療は外されています。ですから、私はこの表現で良くて、あとはガイドラインでのべれば良いと思います。

(薬師寺会長) 勝木先生。

(勝木委員) 高久先生のご意見は枠組みとしてはそういうことになるかと思えますけれども、アシロマ会議で組み換えDNAのポテンシャルハザードについて学者たちが集まって、基本的な枠組みをつくったわけです。結果的にはいろいろな反省があるとしても、ポテンシャルハザードについてガイドラインを作る場合に、かなり突っ込んだ議論をして、そして安全性についても委員会や実験的研究者を指定しているいろいろなベクターの開発や物理的封じ込め規準の開発を、1年間以上をかけてやったということがあって、きちっとした詳細な検討が前提にあれば、それは先生のおっしゃるようなことでいいと思いますが、初めからそれで抑えられるのだというのは少し楽観的過ぎるのではないかと。一旦、口火が切られますと、とめどなくなるという、今の追認の構造では私はなかなか信用できない。特に医療従事者だけで決められることではないと私は思います。

(薬師寺会長) それでは、鷲田先生、どうぞ。あと30分しかございませんので、ちょっと時間を延長させていただいて、4章とむすびまでやらせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、よろしく申し上げます。

(鷲田委員) 高久委員がおっしゃった実際にさまざまなチェックの段階があるから、そこで例えばエンハンスメントを目指すようなものは外されるから、殊さら今そこまで言う必要はないというご意見でしたけれども、私はそれは正反対だと思います。つまりそれぞれのチェックの段階で、これはエンハンスメントだから外さなければならないというその判断の根拠になるもの、そういう判断がのっとる原則をここできちっと書いておかなければ、そういう判断自体できないわけです。それこそ恣意的にその都度これは外せる、これは外せない、そういうものであってはならないと思うのです。だから、ここできちっと後の審査の原理となるような判断を書いておく必要があると思います。

ちょっとついでによろしいですか。この問題は後ほど議論になる第4章の議論にもかかわってくるわけですので、ちょっと先取りになります。問題として同じ

ですので。まず1つは11ページの最後のところですが、前回、黒田議員が言い残していかれたんですが、要するにこういうクローン胚の作成・利用を行うことの認められる機関というのは、下から4行目ですが、研究能力や設備が十分整ったというもとの案ではなくて、さらに倫理的な検討を行う体制等が十分整った限定的な研究機関において実施されるべきである、このように変えるべきだとおっしゃって、今回の案でも採用されていると思うのです。

この黒田議員の精神にのっとれば、14ページのむすびの直前の段落でございますが、ここでこの段落の2行目で人クローン胚を用いた再生医療の実現に向けた研究を進める意義について、こうこう、こうこうあって、科学的検証を継続的に行う必要があるとあります。それで、そういう検討のための体制を整備しないといけないという理屈になっておりますが、ここの表現で私が非常に引っかかりますのは、意義というふうに、例えばこの意義のところは科学的な根拠であったら科学的な検証をすればいいと思うのですが、意義となった場合、先ほどの11ページでも意義については研究能力のみならず、倫理的検討を行う体制が整っている機関でしかできないというふうになされたのですから、ここで意義という限りは科学的及び倫理的検証を継続的に行う必要があるというふうにしなないと整合的ではない。

そうすると、この検討のための体制というものに関しましても、これは単なる科学的な検証を行うだけではないに、いわば倫理的な判断といいますか、あるいはそういう研究の目的が社会的に妥当であるかどうかということきちんと検討する、そういう体制でもなければならぬと思うのです。それが最終的に、どこでその検討をするのか、つまり生命倫理委員会とよく言われるもののこの位置づけというもの、つまり今私たちは生命倫理専門調査会として議論をしているわけですが、やがてこういうさまざまな制度的枠組みを倫理的な視点から検討する生命倫理委員会の位置づけをどうするかという大問題に最後つながっていくように思います。

以上です。

(薬師寺会長)わかりました。

ありがとうございました。

(外山参事官)会長提案を踏まえてここに記載してございますのは、先ほどの黒田先生のご提案の倫理的体制というのは限定的な機関、そこにおける倫理的な体制のことを言っていまして、それで14ページに6月23日の会長提案を踏まえ

て記載した科学的検証を継続的に行うというのは、あくまでこれは人クローン胚の研究のみならず、体性幹細胞であるとか、そういうことと比較しながら国家戦略的に進め、引けをこうやるというところなんです。今、鷺田先生がおっしゃった倫理面も含めて、全体のこの制度についてどうするかというようなことについては、きょう舌足らずでございましたけれども、15ページのところで結びのところから4行目ぐらいのところ、ここに最新の科学的知見に基づいて見直しを行うことも必要であるというところで、ここは科学的知見しかこれはちょっと書き忘れたわけでございますけれども、ここの全体の見直しについては、ここにも科学的知見だけでなく、社会的妥当性を含めたものとして書くべきだということで、会長から指示を受けていたんですけれども、これに書き忘れたということでございまして、前回の会長提案におけるあくまで科学的検証を行っているところは、そこは要するに今回の議論になった科学的知見について、これから科学の日進月歩の進歩ということを考えれば、そこを十分議論する必要があるだろうというご指摘を踏まえてのこういった記載になっているということでございまして、今、鷺田先生がおっしゃった倫理面を含めた総合的な検討というのは、また別途あるというふうに理解しております。

(薬師寺会長) 当然、そういう整備の中です。

(鷺田委員) ただ、表現として、これ「意義」というのは 「意義」では科学的、倫理的に対応していますので、ここは科学的な根拠とか合理的な根拠とか、何かそういうものに変えないとまずいかと。

(薬師寺会長) 位田先生、どうぞ。それから西川先生。

どうぞ。

(位田委員) 第4章は、もうほとんど議論をされて書かれたかのような議論になっているんですが、そうではなくて、制度的枠組みは今まで、一切とは申しませんが、井村先生の最後の方で、法律にするかガイドラインにするかという議論はしましたけれども、ここに書かれたようなことは、少なくともこういう文章では議論をしてきていないので、今から第4章を議論するのだと私は思っています。

今の鷺田先生の「意義」という点については、今、外山参事官がご説明になったように、前の会長提案の中の暫定方針の「人クローン胚を用いた再生医療に向けた研究を進める意義について、科学的検証を続ける枠組みの整備」というのをとられたのだと思うので、それはそれで理由が立っていると思います。しかし、それだけでいいかどうかというのを我々は議論をしているわけで、私も多分これ

だけではだめだろうという立場に立っていますので、何らかの形で、やはり会長提案としてはこうかもしれない。けれども、制度的枠組みとしては、その意義について、科学的検証を続ける枠組みだけではなくて、やはり倫理的な問題もきちっと議論をするような枠組みは、この基本的枠組みの中に入れるべきだと思います。

（薬師寺会長）位田先生、私は科学的なあれは非常に重要だという、今までのご議論を踏まえて、それはそれから研究機関に関しましても、勝木先生がおっしゃったような、やはりある種の、きちんとモニターができるようなところでやる必要がある。それから倫理に関しましては、女性の保護なども含めて、全体もやはりフレームワークをどういうふうにクローンの研究 その中には恐らく倫理の面などもきちんと入ってくるので、そういうものを含めた、ですけれども具体的にはまだ、そういうものはどういうものかというのではなくて、私は3つのセットをきちんと整備するというのを重要だというふうに申したのです。けれども、そうするとどういうふうに ちょっともう時間がないものですので、どういうふうにまとめたらよろしいですか、第4章。

（位田委員）よろしいですか。倫理という言葉自体が二義的です。私はここで議論している生命倫理というのは社会規範だと思っていますので、国がこういう方針で研究を認める、もしくは研究を禁止する、規制するという形、そういう意味での「倫理」という言葉遣いと、倫理的な観点から検討したらどうかという場合の「倫理」というのは、少し違うと思うのです。科学的な検証も、私は、倫理的な判断の一部に入ると思いますし、IRBがやる倫理的な判断というの、やはり科学的な部分も含まれる。当然、その科学の中身を知らない倫理的な判断だと、仮にそれを括弧付きの「倫理的」と言っても、倫理的な判断だってできないと思うのです。

だから、今、薬師寺会長がおっしゃったように、科学的な検証と、いわゆる倫理的な議論というのは、きちんと枠組みとしてつくらなければいけない。その辺が、この第4の制度的枠組みの中では余りはっきり見えてこないのです。薬師寺会長の暫定方針は、クローン人間が生まれることの事前防止等ということで、要するにクローン個体を禁止するための制度的枠組みを、単にクローン法だけではなくて、もっときっちりしないといけないというふうに理解をしています。

他方で「再生医療に向けた研究を進める意義についての科学的検証という枠組み」、これは書いてあるんですけども、それでは倫理的な、もしくは全部を通

してクローン胚を研究することについての、科学的及び倫理的な枠組みという点については、余りちゃんとした方向性は書いてない。それは文部科学省及び厚生労働省に投げている。こういうことを定めなさいよというのは、確かに二、三カ所出てきますけれども、それをどういう根拠に基づいて、どういう方向で制度をつくれというのかというのが、この第4章を見ただけでは余りはっきりしないと思っています。それが一つ。

それから第4章全体として、法律に基づくのかガイドラインに基づくのかというのは、私は井村先生の時代の議論で必ずしも尽くされたというふうには余り思っていないのです。というのは、法律をつくるのは難しいから、やはりガイドラインにしましょうねという井村先生のご発言があって、それ以上余り議論する時間がなかった。 当時は時間がなかったと思いますので、それがそのまま、この委員みんなに合意されているとは、なかなか思えません。少なくとも私は前にも申し上げましたけれども、人の胚の取り扱いについては、基本的な法律はつくるべきだと。細かい法律ではないけれども、いわゆるヒト胚基本法なり、もしくはヒト胚研究基本法なり、何でもいいですけれども、そういう基本的な原則と方向性を、目的及び方向性を定めるような法律をつくって、細かいところは、現実の運用については省令なりガイドラインにするという2段構え、もしくは3段構えにするべきだろうというふうに思います。

その理由は、やはりヒト胚というのは人の生命の萌芽であって、したがって人の尊厳に由来する存在であるとすれば、それを法律で決めないでガイドラインというのは、やはり私としては納得がいかないということでございます。

(薬師寺会長) ガイドラインというのも、私も法律はわからない 多少は知っていますけれども、すると法律に依存するガイドラインであれば、それに対する罰則なども法律に依拠して罰せられるということになります、それはどうでしょう。

(位田委員) 私も、法律に基づくガイドラインであれば、そのもとに法律がありますので、それはそうあるべきだと思います。では、そのもとの法律は何かという問題で、クローン胚についてはクローン法がありますけれども、受精胚については何もありません。ここで議論しているのは人の胚全般に関することですので、クローン法だけではなくて、人の胚の取り扱い、研究に限ってもいいですけれども、研究と医療に限ってもいいですけれども、取り扱い全般について基本的な考え方を述べておく必要があると考えます。クローン法のような、ある意味

では特別刑罰的な形ではなくて、もう少し研究全般、一方では研究をどんどんやってほしいという目的　目的というか価値があって、しかし他方で人の胚をつぶす、もしくは人の胚をつくって、つぶして研究をするというようなことに対しては、どう考えるのかということ、きちっと法律で書き込むべきだろうと思っています。

(薬師寺会長) 外国ではどういうふうになっているのでしょうか。

(位田委員) 国によってももちろん違いますし、例えばフランスでは、ヒト胚には限っていませんけれども、生命倫理法という3つの法律があって、基本的な考え方は書かれていて、部分的には刑法に入り、もしくは民法に入るという形になっています。ドイツは、ご承知のように胚保護法というのがあって、かなり厳しい法律で、あれは刑罰的な部分がかなり大きいですが。

それから、イギリスは、ヒト生殖及び胚研究法。

(外山参事官) 資料の39ページに書いてございます。

(位田委員) ヒューマン・ファーターライゼーション・アンド・エンブリオロジー・アクトという法律があって、それで例えば人の胚の研究は許可制(ライセンス制)にしている。そういう基本的な法律があって、そのもとで審査をやっているというふうに理解をしています。

イギリスがかなり進んでいるとは思っていますけれども、イギリスでさえ、ちゃんと基本的な法律があって、それに基づいてライセンス制にしている。日本が法律なしに受精胚の研究をガイドラインにするというのは、ちょっと納得がいかない。

(薬師寺会長) ほかに。では、西川先生、それから垣添先生、それから石井先生。

(西川委員) 位田先生がおっしゃったところと大体似ているんですけども、僕も本当の、例えば社会的な妥当性とか判断が必要な言葉回しというのがやはり結構難しく、本当に規範が必要なら、やはりこういう場でやるものではないと思う。ですから、日本がヒト胚基本法が必要であるということで、ヒト胚基本法をつくるのであれば、それはそういう枠組みでやっていただいたらいいと思います。それは、いつできても、それは最終的に、例えば科学技術基本法と同じようなものだろうと思いますけれども、その下に、多分ほかのいろいろなガイドラインが従っていくだろうと思いますから、ぜひそういう問題を肅々とやっていただきたい。逆に、例えばこういう問題に関して、先ほどアシロ……

(薬師寺会長) 先生、位田先生とやや似ているようなお考え。

(西川委員) そうです、そうです。かなり、おっしゃるように。ただ、アシロマミーティングの話をしていました。もう一つ重要なポイントは、アシロマミーティングのポイントは、組みかえDNAであるとか、そういうものがやはりいかに重要であるかということ、全部コンセンサスした上で、それをどういうふうにやっていくかということ、基本的には専門家も交えてやるわけです。それはもう、しかも国際的な枠組みでやるわけですが、ですから、やるかどうかという議論と、それからやるのであれば、どういうことをやればもうしっかりやれるのか。ですから、中途半端というのが一番よくなくて、やるかどうかという判断と、それからやるとしたらどういう安全性かというものをセットに物事を考えていかなければだめで、多分アシロマミーティングは、もっともいい材料というふうに思われたのは、やはり一つの方向性が決まった上で、しかしそれをディスクローズし、それから安全性を確保して、僕らも予想できないものを、どういうふうに予想したらいいかということ、延々議論するというあり方が多分正しいんだらうと思います。

(薬師寺会長) 勝木先生。

(勝木委員) 西川先生、大変私とぴったりの意見で。

(薬師寺会長) いやいや、それはそうなんですよ。

(勝木委員) 町野先生はいらっしゃいませんけれども、町野先生は私と一致すると驚かれるとおっしゃいますけれども、西川先生もさぞ驚かれたかと思いますが。

私も、先ほど申し上げたのはそのことをごさいますして、このクローン胚がもし、私は生物学的な意味がまだはっきりしていませんので、必ずしも使えるかどうかということには疑問を持っておりますが、ここに会長が出された前提としてのことで申し上げます。これは組みかえDNAと同じように、科学的な根拠に基づく想像力を働かせながら、きちんと安全性の枠組みも計画を立てて、専門家もそうですし、外からの人にも判るように計画したのが、アシロマは非常にいい例です。それは全部ガイドラインで、今度カルタヘナ条約でちょっと変わりましたが、それも、現実の問題としては、日本ではガイドラインが本当に有効に機能した一つの例なのです。しかし、ヒトクローン胚の問題は専門家に信用がない。それで、そのことを申し上げたかったのです。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

垣添先生。

(垣添委員) 先ほどの位田先生の議論の前半部分の、科学性と倫理性の話ですけ

れども、人を対象にした臨床試験のことを考えた場合に、当然研究計画に対して科学性と倫理性が求められるわけです。科学的でない研究計画というのは倫理的でないということになっていますから、両者は不可分の関係にあるわけで、それは全く同じことが、この胚の扱いに関して言えるのではないかと私は思います。
(薬師寺会長) ありがとうございます。

石井先生、どうぞ。

(石井委員) まず法律の話が出ましたので、私も法律に基づいたガイドラインによる規制が必要だということをもまず申しておきます。

2点目は、前回示された会長案の中では、3のところが大変重要だと思うのです。モラトリアムの条件として制度整備ということがありますが、その制度がどのようなものであるかということについては、ここできちんと示されなければならない。それについて、今議論もほとんど行われていませんし、どのような制度が必要かということについて、十分ここには書かれていない。制度についてこういうものでなければならないということを、この報告書には示す必要性があると思います。

その上で、会長案では、モラトリアムの解除条件として、その制度が整備されたということがありますが、その「された」ということの確認をどこであるかということが、ここでは示されていない。制度をつくる場所は、文科省と書いてあるのですけれども、その後どう検証するのかということがないということが問題です。モラトリアムを解除するためには、その制度整備がきちんとできたことをどこかで確認する必要がある、そこをはっきりしていただきたいということがございます。

(薬師寺会長) 事務局。

(外山参事官) 一般論でありますけれども、この専門調査会の報告が総合科学技術会議の本会議で了承されれば、それが総合科学技術会議から意見具申として各省に行くわけです。各省は、それを踏まえて必要な行政措置を行うわけで、例えばクローン技術規制法に基づく特定胚指針の改正であれば、当然それはもう特定胚指針の中に、総合科学技術会議にこれを諮問するということになっていますように、いろいろな場面、場面で、それは行政府として、きちっと必要な措置を行うということから、それはおのずと世間には明らかになるし、いろいろな場面で決定が行われるということだろうとっております。

(薬師寺会長) 恐らく、ちょっとそれを 位田先生ご議論伺ってから。恐らく

……ここで細かい議論は、なかなかそういうことでございますから、方向性とか議論とか、整備が必要だということは言えるのですけれども、それで具体的にどういう方向であるかというご議論は必要だと思うのです。けれども、余りここでどういう制度がいいかというような、具体的なところはなかなか、この専門調査会の所掌範囲であるかどうかというのは、私もちょっと理解が間違っているかわからないのです。けれども、今、事務局といろいろ見ていましたら、聞いていますと、余り細かいことを書くと、やはりそれはバインディングになりますので、やはり方向性だけはこの中に書くのではなからうかと、私は理解していますけれども、位田先生どうでしょう。

(位田委員) おっしゃるとおりです。今の外山参事官のご説明は方向性云々ではなくて、要するに、これで具申すれば各省がやるというお話ですね。そういう行政手続はよくわかりますが、各省がやる時にこういう方向で、もしくはこういう条件なり、こういう考え方でやれという基本的なところを制度的枠組み、第4章のところに書くべきだと申し上げているので、特に違ったことを言っているわけではありません。薬師寺会長のおっしゃるとおり、方向性をちゃんと示してあげないと、やはり文部科学省も厚生労働省も、ガイドラインなり規則なりは、よう作らんとすると大変失礼なのですが、作れないのではないかと危惧をいたします。

(薬師寺会長) 藤本先生、どうぞ。

(藤本委員) ヒト胚を研究あるいは臨床の中で扱う唯一の学術団体の一員ということで、一言お話しさせていただきますけれども、やはりこの生殖補助医療技術を含めた人の生殖がここまで進歩してきた背景には、学会を中心とした、ヒト胚を用いての研究があったということは事実であります。

ヒト胚の作成ということについてだけ、一つ最初に触れさせていただきますけれども、それでは夫婦間のヒト胚の作成 夫婦間の卵子と精子ですね、それらを用いての基礎研究もだめかということにもなってしまいます。島菌先生のおっしゃること、またヒト胚小委員会の議事録等のことで先ほどお話がありましたけれども、たしかそのときにも、きっと私の記憶では話題になっていたと思いますが、生殖補助医療については研究目的でのヒト胚作成は十分に議論がつくされていなかったか、あるいは除外されていたのではないかと、私はあえてここで記憶をたどりながら言います。特に、夫婦間のヒト胚作成については、研究しなければいい臨床成績を上げられないのは当たり前でありますので、そこまでの議論

があったと私は思っています。そういうことでヒト胚作成においては生殖補助医療の研究は、例外的に認められるべきだと、当時から私は思っていました。

学会の会告は、ヒト胚小委員会が結論に至るまでの10年も前にきちっと、お手元の資料のようにできておりますので、研究は着実に進められてきたという背景がございます。

それからもう一つ、先ほど岸本議員がおっしゃいましたけれども、学問の自由といえますか、発展のためには、やはり研究を進めなければいかようにも、それ以上の臨床の展開はないわけでございます。そういう意味で、この13ページの下の方にアンダーラインで書いてありますけれども、学会の学問の自由に対する自立性あるいは自主性も、一つのレギュレーションの中では十分お認めいただいて、唯一の学術研究団体との話し合いを十分進めていただきたいと、思います。

トップダウン的に、法律とかガイドラインが最初にできてしまって、それで学問の自由が束縛されるようなことがもしあっては、将来禍根を残すと思います。学問の発展のためにも自由のためにも、どうか配慮を特段にお願いしたいと、申し上げます。

以上です。

(薬師寺会長) 町野先生、どうぞ。

(町野委員) もう今は、制度的枠組みのところに議論が移っていると考えてよろしいわけですか。

(薬師寺会長) よろしいです。

(町野委員) まず、私は結論的にはガイドラインも要らない、自主規制で結構という、また、恐らくは少数意見だろうと思います。

法律が必要といわれるのには、2つの意味があると思います。ヒト胚基本法みたいなものをつくれというタイプ。そしてもう一つは、ヒト胚の取扱いについてのルールを法的な強制力を用いて実行すべきであるというものです。この2つは必ずしも同じではありません。ただ一つの法律で両方をやろうとすることは考えられるというに過ぎない。

ヒト胚基本法をつくれというのは、前に申し上げましたとおり、これは余り意味がないと思います。なぜかといいますと、ヒト受精胚だけを考えるというのは明らかにおかしいということです。恐らく胎児のことまでについて考えなければいけないだろうと。ヒト胚だけが胎児よりも尊重されるべきだという議論は成り立たないので、未生の生命一般を考えなければいけない。そうであるにもかかわ

らず、ヒト胚だけを選び出して、これを大切にしようと言っても、ほとんど説得力がないだろうという、それは前に申し上げたことです。「ヒト胚人権宣言」みたいな法律はつくるのはばかばかしくて、空しいということです。人工妊娠中絶を今の状態のままにしておいて、ヒト胚を大切にしようというのは、「鳴り響く銅鑼に等しい」と申し上げたことです。

第2の問題は、ヒト受精胚の保護あるいはその取り扱いの倫理性を確保するために法律をつくって、そのルールを強行すべきであるかという議論です。ルールを実行するにはいろいろな考え方が恐らくあり得ると思います。私は前に申しましたとおり、もし法律しか方法がないというなら、それも結構かも知れない。しかし、そうでないときにも、つまりそのようなものをつくらなくても大丈夫なときにも法律でつくるというのは、まさに上から権威的に命令することだと思えます。これは南委員が前におっしゃっておられたように、基本的には科学者集団のガバナンスの問題であります。それぞれの職能集団が倫理的自立性を発揮すべきところであると私は考えます。

生命のことであるから必ず法律をつくれという理屈はないと思えます。問題、法律をつくる目的が何かということです。権威的に命令を実行するためではなくて、ヒト受精胚の取り扱いが倫理的に妥当で、人々の福利を侵害しない方法で行われるようにしようということです。その目的が到達されればそれでいいのであり、ただがむしゃらに法律にしがみつくとするのは、問題であると思えます。そしてさらに、もしヒトの生命に関することであるならば法律でなければならないというのであるならば、法律に基づいていないES指針もおかしいということになる。ヒト胚保護の法律を作るということになると、ES指針ばかりでなく、クローン技術規制法、それらを全部見直して、最初からやり直さなければいけないということになる。私はそれまでの必要があるか、疑問に思えます。必要がないのにそれをやろうというのは、やはり、倫理的な宣言を法律に引き上げたいという単純な考えだけであって、誰がどう考えても妥当でないということになると思えます。

そういうわけで、私は基本的には学会による自主規制にまず期待すべきであると思えます。しかし、皆様が学会をそこまで信用できないということであるならば、行政的なガイドラインを作るのもやむを得ないと思えます。ES指針はそのようなことで作られたということもあったと思えます。そして、これまでのところではそれで一応うまくいっていると思われれます。ES指針は失敗だったという

なら話は別です。そうでないのに法律をすぐつくれというのは、私は議論が飛び過ぎていていると思います。

そして、私がきょう提出した意見書の趣旨は以上のことです。もし行政的なガイドラインをつくる时候にも、やはり学会の倫理的自立性にまず期待するという方向を採るべきだと思います。そのために、第1段の審査をこちらでお願いし、その後で国の側が第2段の審査を行うというのが私の意見です。しかし、きょう提出された最終報告書案は、それよりもさらに進んで、第2段の審査も要らなくて、国のモニタリングで足りるという考え方です。これはかなり、私の最初の提案に近いものに結果としてなっているの、私はいつも必ずしも少数意見ではないのかなというぐあいに思いました。

(薬師寺会長) 石井先生、それから勝木先生、お願いいたします。

(石井委員) 1点目は、胎児の問題があるということですがけれども、胎児を研究材料として胎児をつくって、研究に使うというようなことは、認められていません。今問題になっているのは、胚を研究材料としてつくることを認めるかという話です。次に、ESについても、余剰胚という現にあるものを利用することについて、ガイドラインで規制している。今回は新たに胚をつくる。それも研究材料としてつくることについてどうするかということなので、新たな段階として法規制が必要だということを申し上げているのです。今までうまくいっているからということで同じに考えることはできないということでございます。

逆に言うと、墮胎罪というものがどこまで、機能しているかどうかは別として、胎児については法はあるのですが、胚については全くないということも重要な点としてはあると思います。

そして2点目の問題は、13ページの職能集団に関する部分です。ガイドライン作成の段階では職能集団の意見を十分聞いて決める必要があると思います。けれども、職能団体にすべて任すということにはならない。ほかのところは余り書いていないのに対して、下線を引かれた部分は、これだけが余りに具体的に急に、何も議論していないことが出てきてしまうということの問題と、なおかつ、現行の会告による規制がどのように行われているかということの検証を抜きに、こういう文言を入れることは無理なのではないかということでございます。

(薬師寺会長) 勝木先生、どうぞ。

(勝木委員) 私は、町野先生がおっしゃった職能団体、プロフェッショナルコードをきちんとやっていくということは、諸外国では、それが法律的に保障されて

いるところがあります。会告を破れば医師免許を剥奪されるということが、前提にあるわけです。ですから、ガイドラインやプロフェッショナルコードの中でそれをやるということは、法に触れるかどうかという緊張感があるわけです。

日本ではそうではない。前提が全然違いますので、我が国のいろいろな現実を見ていると、必ずしも成熟しているとは私には失礼ながら思えない。そういう判断から申しますと、やはり先ほどの幸福追求権云々のところでも申しましたけれども、出発点は、原則禁止なんだと。その上で科学的あるいは社会的、倫理的妥当性というものを十分検討した上でスタートしようという薬師寺会長の方針の提案だというように思いますから、その点について、きちんとした法律的な枠組みをつくっておかないと、信頼が揺らいだときに、次々に追認しなければならないという事態もまた起こり得るのではないかと。私はそういう点で、現実的な意味でも、諸外国とは違う、原理的な考え方もかなり違う、日本ではやはりそれをきっちりしておかないと、本当に困った事態になったときにどうしようもないのではないかと考えております。

(薬師寺会長)もう時間も超過しておりますので、ここの第4章の制度的枠組みは、私は第3章を中心に整備という案を出しました。それで、具体的にそれを法律の基本法みたいなものか、あるいはガイドラインなのか、あるいはそういうような問題に関しまして、十分やはりご議論の時間がなかったということは認めたいと思います。

ただもう時間がございません。それで、そういう点ばかり言って逃げるつもりはありませんけれども、会長としてやはり、すごく責任を感じております、その点に関しましても。

それで、こういうふうにしたらいかがでしょうか。制度論の話は非常に重要でございますので、それぞれに全部関係しておりますので、それぞれの章にも制度の話は触れております。それで、方向性だけでは十分でないというお考えかわかりませんが、今までのご議論を我々少し検討させていただきまして、制度的枠組みをどういうふうになるかわかりませんが、案を出させていただきます。それに対して、反対の場合には少数意見の中に、制度的な枠組みに関して、いろいろご議論を触れていただくしか時間的には解決策がないと思うのでございますけれども、いかがでしょうか。何かそういう事務局、それではなかなか難しいですか。

(外山参事官)会長、確認ですけれども、今回のこれではなくて、別にまた会長

案を出すという話ですか。

(薬師寺会長) いえいえ。もう会長案は勘弁していただきたいのですが、今のご議論の中に、いろいろな考えが出ました。そういう案が、どれを採用するかは私どもに検討させていただいて、私が案を出すわけではなくて、それに対して先生方に、これ全体修正した部分をお返しします　お返ししますというか、お送りいたします、きょうのやつ。それで、ちょっとこれ時間的な問題と、それから少数意見に関しまして、どういうふうに　もう13日しかございませんので、その辺は事務局としてはどういうタイムフレームになりますか。今の少数意見がいつまで送達していれば、13日に先生方に話していただくか。そうすると、その前に、ある種のこちらの案みたいなものは先生たちに届いていなければいけないわけです。その辺はどうでしょうか。

(外山参事官) 13日に、いわゆる先生がおっしゃっている少数意見というのは、反対意見あるいは追加・補足意見のようなものもあると思いますけれども、そういったものを経ずして、最終報告書の一部に添付するというのはなかなか容易なことではないので、そうすると12日の早朝ぐらいには出していただかなければいけないと。

そうしますと、その過程で、今の会長の意を踏まえれば、今のいただいたご意見の中で、重要な論点について修正したものを、第一次修正したようなものを各委員全員にお配りすると。それを踏まえた上で、その後、最終的に反対あるいは補足意見になる部分と、それから事務局を通じて会長とのご議論の中で、さらに13日に向けて取り入れられる部分と、個別的に協議するような形になるのではないかというふうに思っております。

(薬師寺会長) 実は私の悩みを申し上げますと、今までの部分に関しましては、先生方のお考えを聞きながら大分入れさせていただきました。意見陳述もいただきました。制度の話は、なかなかどういうふうにしていいかというのがなかなかなくて、ガイドラインとか、そういうような考え方で出させていただきました。

今ご議論で法律を、きちんと基本法を出すべきだという言い方も、恐らく可能性としてはできると思いますけれども、ただそれをすることによって、いろいろな問題も多分起こる。そうした場合に、一応会長案としてお出しするのは、あるいは例えば法律で決める基本法じゃないという考えを出すかもわかりません。そういうときには、やはり、いわゆる少数意見の中できちんと議論をしていただいて、やはりそういう位田先生、石井先生のご議論などもきちんと書いていただく

と、それしかやや解決策がないような感じがいたします。いかがでしょうか、そういう形でもよろしゅうございますでしょうか。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) それであれば、やはり最終的に、これが最終報告書であるという確認をして、それに対して少数意見と、もしくは反対意見、補足意見という形になるのが本来の形で、少数意見、反対意見が出たから、またそれを取り入れて修正されるというのは、少数意見を出す意味が全くなくなってしまうし、それは余り民主的な方法ではないと思います。

(薬師寺会長) なるほど。事務局はどうでしょうか。

(外山参事官) それで、事前にご連絡したように、最終的には13日に少数意見というか、反対、補足意見を出していただいたけれども、きょうの段階で、例えば西川先生とか町野先生とか島園先生にご意見いただきましたけれども、それは決して最終的な少数意見ではないけれども、最終報告書に収れんする過程の中で、取り入れるところは取り入れていくという会長の判断に従ってやっているということでございますので、それは……

(位田委員) 今のはちょっと誤解があると思うんですけれども、私はきょう出ているものを……

(薬師寺会長) では位田先生、どうぞ。

(位田委員) すみません、申しわけありません。

きょう出ているものをどうこうと言っている話ではなくて、今後出す少数意見もしくは反対意見、補足意見、それはやはり最終報告書がこうだということが判らないと書けない。ここでまた採決していただいても構いませんけれども……

(薬師寺会長) いや、もうなるべく採決は勘弁してください。

(位田委員) ええ、それは少数意見を出すということで、コンセンサスで決めてもいいですが、それが固まって、これ以上直しませんよと、ほかの意見は入れませんよということの上で、では我々は入れてもらえない意見を提出すると、そういう話になるのだらうと思うのです。そういうことが、12日の早朝と先ほどおっしゃいましたけれども、12日の早朝までに、最終報告書案ではなくて最終報告書はこれだというふうにお示しいただけるのであれば、それはそれに従いますけれども、そうでなければ、きょうの議論の状況からすると、まだ案として出てくる可能性もありますので、案に対して少数意見というのは、私としては非常に出しにくいと思いますけれども。

(薬師寺会長)事務局はどうか。スケジュール的な問題が一番ですが。

(外山参事官)僭越でございますけれども、13日が最終日であると、これは動かさない。そうすると、今の状況を踏まえれば13日に最終報告書を決定していただく。同時に、二律背反のようでもありますけれども、少数意見も出してもらわなければいけない。そうすると、できるだけ最終報告書のような近似値を想定して、それを前提として、当然こういうふうな形で収めんしていくようなことを調整する中で、会長と各委員の間で密接に連携する中で、少数意見としてというか反対あるいは補足意見として、論点として浮かび上がる部分について、一たん準備していただく。なお、その上で13日は最終報告書も決定し、少数というか反対、補足意見について一応開陳していただく中で、その中で最終意見を踏まえつつ、一たん上げた少数意見に補足とか追加については、それを踏まえた上で、また数日後まで伸ばすとか、そういうことはあるかと思っておりますけれども、全くその最終意見、13日に反対、補足意見を踏まえずに踏まえずにというか、そこで開陳せずに13日は最終報告書だけという形は不可能なので、先ほど言ったような形でやらせていただければというふうに思っております。

(薬師寺会長)位田先生、どうぞ。

(位田委員)これは手続問題だと思いますので、最終報告書が確定してから、仮にここで、先ほど外山参事官いみじくもおっしゃったように、「数日後になっても」とおっしゃったので、仮に13日にここで最終報告書を採択するのであれば、その数日後に少数意見をお送りすると。それは、最終報告書として全体を総合科学技術会議にお出しになるときに、それをつけて出していただければいいと思うのです。というのは、中間報告書だって、やはり中間報告書にそれぞれの個別の意見が出ておりますし、それをちゃんとみんなで議論したわけでもありませんし、出された意見はそのままついていると思います。仮にこの場で少数意見が開陳できなくても、少なくとも文章としては出されますから、私はそれで十分だと思っております。

(薬師寺会長)そうすると、私の行政手続的なことはちょっと知らないのですが、13日はともかく確定をしていただく。それから、それに伴って少数意見のお考えを発表していただくという方向での……

(外山参事官)最終的に少数意見として確定しなくても、全くここで皆さんに開陳しないまま、別途13日以降に独立で出るというのは、最終報告書に載せるのはなかなか難しいと思いますので、できればといたしますか、最終案でなくても、

そういう少数意見における論点のようなことだけでも1点出していただければ、最終的に載せるのは、また数日後でも構わないと思いますけれども、そのように運営させていただければと思います。

(薬師寺会長) それでは位田先生、どうぞ。

(位田委員) すみません。ここで開陳しないで少数意見を添付するというのが難しいという理由はどこにあるんでしょうか。そういう根拠があるんですか。

(外山参事官) よろしいですか。

(薬師寺会長) どうぞ。

(外山参事官) 最終報告書における反対、少数意見というのは、この総合科学技術会議専門調査会の機関決定ではございません。機関決定ではございませんけれども、全くこの専門調査会と離れていることでもない。したがって、最終報告書の一部として構成されるのであれば、本来であれば別途会議を開いて、その少数意見について、みんなで確認するという手続を踏めればいいわけです。ところが、物理的な関係上、議事が進まなかったこともあり、13日しかできないということになると、現実的な解決策としては、その合わせわざのような形、先ほど申し上げたような形にさせてもらっているとありがたいということでございまして、ぎりぎり言えば、どっちでもないということになると思いますけれども。

(薬師寺会長) 位田先生、ちょっとこの辺は.....

(位田委員) 事務局のご苦勞は、私はよく理解しているつもりですけれども、機関決定ではないとおっしゃったことに若干疑問があるのです。薬師寺会長は少数意見をつけていただいていたいいとおっしゃったと思いますし、ほかの先生も、私は少数意見をつけたい、もしくは補足意見をつけたいとおっしゃった先生も結構おられますので.....

(外山参事官) 私が申し上げたのは.....

(薬師寺会長) ちょっと待って。

(位田委員) 機関決定というのが、どういう意味でおっしゃっているのか、ちょっとよく理解できないんですが。

(外山参事官) 機関決定でないというのは、つけること自身は機関決定でございます。しかし、その中身について合意するとかしないとかという話ではないと。機関で中身について合意するとかしないとか、そういうことでございます。

(位田委員) そこは非常に矛盾していると思うのですけれども、つまり最終報告書で合意できないところを少数意見でつけるので、少数意見について合意できる

できないという話は、ちょっとよく理解できなかつたのですけれども。

(薬師寺会長) どうぞ。

(町野委員) 私も最終報告を見ないで少数意見は書けないと思います。両者を切り離すということは技術的にできないんでしょうか。最終報告書の本体だけを総合科学技術会議に持って行って、一応報告をする。そして、少数意見の方はもう一回まとめて、どこかでやる。そういうことは技術的に不可能かということ、ちょっとお伺いしたいと思います。そして、それでいいかという中身の討議については、また後でしていただきたいと思います。

(外山参事官) その場合には、総合科学技術会議の本会議で少数意見が紹介されないこととなりますので、不可能だと思います。

(町野委員) もう一回紹介してもらおうということはどうですか、会議を開いて。1回で済まなくてもいいわけですから。

(薬師寺会長) あのですね……これが最終報告書になるわけですね、もしお認めいただく場合には。それで、それに少数意見を添付するというので、最終的には、これ全体が最終報告書だと、こういうふうになります。そうすると、事務局とか内閣府から見ますと、これがやはり同じように、こういうふうにならないと、いわゆる本会議の方に回せない、こういうこととなります。それから、そういう点では少数意見をきちんと載せるということの確約がもうありますので、それを入れて最終的にこれが終わるということとなります。

そうすると、手続論から言うと、この主文でございますけれども、主文のところが一番重要なところですから、それに対して少数意見が出るわけでございますよね。そうすると、今の事務局の悩みをぜひご理解していただきたいんですけれども、全体として一つ、これが終わる報告書です。その中には、少数意見も当然入ってなければいけないと。そうすると主文を認めて、そしてそれで少数意見を手続的にやると、これはもう時間がない、こういうことでございます。

だから、ややそういうことに関しまして、事情をぜひ理解していただいて、恐らくそれに対してご理解しないという方はおられないと思うのです。そうすると、やはり13日にどのようにすればいいのか。そうすると、今事務局が言いましたように、特に強引というわけではなくて、先生たちの少数意見もきちんと入れたいと。それにとってみれば、全体として、これは13日に終わりたい。先生方もやはり、私たちもそういうように、ある程度合意がなされれば、私はそういうようにぜひ、法律的にやはりもうちょっと、13日までやりますと言ったものです。

から。そういたしますと、ぜひ全体としてこれを直しますから、それを主文としてご理解していただいて、そして手続法的に言うと位田先生が言うように、これが決まっていないと、その後少数意見が書けないというのは、多分最高裁判所というのは、そういうところは多分そういうようになっているのでございますけれども、私たちはそれを破るといふつもりではなくて、むしろぎりぎりの点で、ですから最終的なこの主文の部分に関しましては、12日までに……

(外山参事官) 12日早朝までにある程度出してもらいたいですけれども、13日は主文を確定すると、参考資料も含めてですけれども。なおかつ少数意見になりそうな方については、できる限り論点を出していただくと。しかし、その確定は、最終報告書の主文の確定でしか確定できないという論理構造になっているわけですので、それは会長の裁量で、会長の責任で数日後まで伸ばすと、13日以降数日後まで伸ばすと、こういうことでよろしいのではないのでしょうか。

(薬師寺会長) そうですか、結局そういうことでした。

島園先生、どうぞ。ぜひ、反対意見はもう……

(島園委員) 少数意見が次回出てくるのであれば、きょうの段階でここまで議論ができましたということ薬師寺会長が今おっしゃって、結局制度枠組みについてはこれだけの議論しかできませんでした、今後にはこれは持ち越しになったと、そういうことでしかあり得ない。それに対して我々は意見を出すと。そうでないと、きょうの議論を踏まえて、突然何か、1週間の中に事務局の努力によって、何かすばらしい案が出てくるということはありません。

(薬師寺会長) いえいえ、そうではなくて、そういう言い方では……。

はい、どうぞ。位田先生。

(位田委員) 私は今の島園先生の意見には反対で、私は前から言っていますけれども、最終報告書の文言が確定するまでは少数意見というのは書けない。仮に、すばらしい制度的枠組みの内容が出てきた場合には、私はそれに賛成するかもしれませんが、それは、もしそういうのが出てくれば、それはそれで結構なことだと思います。しかし、出てくるかどうかというのは、最終的に見てみないとわからないわけです。先ほど、論点だけでも出してほしいとおっしゃったことについては、それは可能だと思いますが、最終報告書は、やはりどこかで確定されて、それから若干のお時間をいただいて、最終的に少数意見を書くと、そういう話だと思います。もちろん、準備は始めますけれども、そういう形で若干の時間を会長の責任で認めていただくと助かります。

(薬師寺会長) 石井先生、どうぞ。

(石井委員) 最終案がまとまった後、少数意見か補足意見を書くということで、13日後に少し余裕をいただけるということですが、集まった意見を会長預かりとするのではなく、全員に配布していただきたい。最終報告書が発表されて初めて、ほかの人の意見を知るのではなく、きちんとまとまった形で皆さんに示された上で、報告されるという手続にすべきだと、委員が集まらなくてもいいと思うのです。少数意見は合意する必要はないので、こういう意見があったということが全員に知れ渡るような手続をとればよろしいのではないかとということが1点です。

2点目はちょっと矛盾するようではありますが、主文と、その補足的な意見という形で、報告書の本体と少数意見というふうに分かれるかもしれませんが、会長も認めていらっしゃるように、4の制度については十分な議論ができなかったということですので、少数意見に書かれていることも、制度枠組みを検討する場合においては、十分考慮していただきたいということが2点目です。

(薬師寺会長) もう時間が参りましたので、今、事務局とここで確認いたしますけれども、13日は主文をひとまず確定していただきたい、そういうことにいたします。それで、もういろいろ先生方にご相談しながら主文を確定する作業に入りたいと思います。それで、少数意見に関しましては、もう実際問題いろいろ考えていただきたい。それで何日までに私のところに預ければ一番よろしいですかね。

(外山参事官) 今のお話になりますと、先般お願いした、あるいは先ほどお願いした12日早朝というのは、なしになります。したがって、早い段階で会長とご相談して、13日以降何日までというのは、今この段階で申し上げられないので、明日中ぐらいに各委員にいついつまでということをお知らせしたいというふうに思っております。

(薬師寺会長) それでよろしいですか。

では、そういうことにさせていただいてよろしゅうございますか。きちんとご連絡いたしますので。

(島園委員) それは今おっしゃらないということですね。いつまでということは。

(薬師寺会長) それは信用していただかないと。やはり我々手続上の問題は、物すごく今問題になっているわけです。それで、やや変則的に、やはり本日からもう1日いただきました。それはやはりそれなりによかったと思いますけれども、

それ以上はもう時間がとれません。そういたしますと、やはりその辺の時間を決めまして、そしてご通知申し上げますと、なるべく早くご通知申し上げますということでもよろしゅうございますでしょうか。そういうことでございます。

位田先生。

(位田委員) ちょっと余計なことを申し上げるようですけども、ここで今確認したことを変更しないでいただきたい、ご通知いただくときに。よろしく願います。

(薬師寺会長) わかりました。

町野先生。

(町野委員) 「制度的枠組み」のところはほとんど議論がなかったということですが、私は中間報告についての意見を含めて何回か出していたとは思いますが。しかし、十分ここで議論されていなかったことはその通りですので、この問題について次回直ちに決められるかは、かなり問題があると思います。

制度的枠組みの議論が始まったところで、すぐ別の議論が始まってしまったので、その議論が十分できていないのは残念です。私が申し上げたことに対して石井委員が反論されたので、再反論に1分だけ使ってよろしゅうございましょうか。

(薬師寺会長) はい、どうぞ。

(町野委員) それでご記憶いただいて……

(薬師寺会長) それで終わりにさせていただきたいと思います。

(町野委員) 申しわけございません。

一つは、これ受精胚の使用というのは新しい問題であるから規制が必要であると。

(石井委員) 使用ではなく、作成。

(町野委員) 失礼、作成について。「新しい問題であるから規制が必要である、だから法律だ」という論理はあり得ない。規制が必要だとしても、学会自主規制、あるいはガイドラインによる規制でも足りるのではないかというのが議論の筋だったのですから。「新しい問題だから法律による規制が必要だ」というのは、明らかに論理が飛躍している。

もう一つは、墮胎罪については処罰の条文があるのに、受精胚については条文がないからつくれという、つくってもおかしくはない、というご議論をされたと思いますが、そういうことではないのです。私が問題にしているのは、墮胎罪規定は空文化しております。母体保護法でほぼ完全に自由になっている。そう言う

と藤本委員に怒られるかもしれませんがけれども。その状態をほうっておいて、受精胚だけ守れという宣言を今ごろつくるというのはなんたることかと、そういうことなのです。それは偽善だと思います。

以上です。

(薬師寺会長) これ以上また、先生もう、ちょっと……

(勝木委員) 一つだけ。

(薬師寺会長) はい、もう……

(勝木委員) 受精胚が、そのガイドライン云々とおっしゃったけれども、その背景にあることを先ほど私は申し上げました。だから、法律的に必要なだと私は申し上げているんです。

(薬師寺会長) 申しわけございません。もう時間が30分も過ぎておりまして、ほかの先生たちがご予定でご退出されました。

毎回毎回、これは重要な問題だというふうに思いますけれども、やはり議事の進行等々に関しまして不手際がありまして、本当に申しわけございません、時間も超過いたしまして。

そういうことをごさいますて、13日に開かせていただいて、最終的な主文の決定をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願います。

本日は、どうも本当にありがとうございました。事務局からは次回の……

(外山参事官) ですから、次回は主文確定ですけれども、中間報告を踏まえてパブコメをやっておりまして、308件もいただいているものですから、それに対して最終結果を踏まえなければお返事が出せないんですけれども、次回できれば、いただいたご意見のある程度類型化して、最終結果、それから主文に合わせながら、お答えの案分もご提出したいと思っております。

それから、次回は13日でありますけれども、18時から20時までの2時間を予定しております。よろしく願います。場所はこの会議室でございます。

(薬師寺会長) 位田先生どうぞ。

(位田委員) パブコメに対して答えるということには合意をしていないと思うんですけれども、パブコメはパブコメで、我々の参考資料として了解いたしました。しかし、それに対する答えをこちらから出すという話は、そういう議論をしていないと思います。

(外山参事官) これは、行政手続的に閣議決定しているもので、統括官として国民にお返事するものでございます。

ただ、この専門調査会の議論とは無関係でございませぬので、最終結果を踏まえて、統括官としていただいた方に結果をお知らせするというところでございませぬ。

(位田委員) 最終報告書の中身になるという意味ではないですね。

(外山参事官) 違います。

(位田委員) 統括官名でお出しになると。

(外山参事官) 統括官名でお出しすると。

(位田委員) そういう意味ですね。

(外山参事官) はい。

(位田委員) わかりました。

(外山参事官) ただ、この委員会と不即不離の関係にある事柄であるということでございます。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

私も最大限努力して、積極派の先生たちに怒られながら、慎重派の先生たちのおかげで大分入れさせていただいております。なおかつ、やはり非常に、いつもしかかれていまして不手際でございますが、本当におつかれさまでございました。

次回が最終になりますので、先生方どうぞよろしく願ひいたします。

ありがとうございます。

午後7時32分 閉会